



令和7年度～令和11年度

令和7年3月
志 免 町



はじめに

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、国は「こども大綱」において「こどもまんなか社会」を目指し、全てのこども若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れる社会を目指すことを掲げております。しかし、全国的に少子化の加速、子育て家庭の孤立化や子育てと仕事の両立の難しさ、さらにはこどもの貧困、いじめや虐待の問題が深刻化しております。



志免町では、令和2年の第2期『志免町子ども未来プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）』において、未来を担う志免町のこどもたちの健やかな成長と保護者の子育てを支援してまいりましたが、子育てを取り巻く新たな課題に向き合うため、次期計画となる『志免町こども計画』を策定いたしました。

「全てのこどもが希望をもって自分らしく笑顔で暮らせるまち」を基本理念として、「こどもの健やかな育ちを支援する」、「安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する」、「こどもの視点に立った地域社会をつくる」、「若者の未来を支える」という基本目標を掲げ、志免町に住むこどもたちの権利を尊重しながら、出産前から出産後にわたり、こどもと子育て世帯をライフステージに応じ切れ目なく支援し、また未来を支える若者が希望を持てる町を目指してまいります。

最後に、計画の策定にあたりご審議をいただいた「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」の委員の皆さまをはじめ、アンケートやパブリック・コメントでご意見をお寄せいただいた町民の皆さまにご協力を賜りましたこと心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

志 免 町 長 世 利 良 末

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向	7
2 世帯数の推移	12
3 就労環境	14
4 アンケート調査結果に見るこども・若者の意識等.....	17
5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ.....	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	29
2 計画の基本方針	29
3 計画の基本目標と施策の体系	30

第4章 基本目標ごとの施策の展開

1 こどもの健やかな育ちを支援する	31
（1）こどもの権利を守る取り組みの充実	31
（2）こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援の充実 ...	34
（3）こどもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	36
（4）こどもの健全育成に関する取り組みの充実	38
（5）障がいのあるこどもへの切れ目のない支援の充実	40
（6）貧困の状況にあるこどもへの支援の充実	42
2 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	43
（1）健康で安全な妊娠と出産のための支援の充実	43
（2）子育てに関する情報提供と相談体制の充実	45
（3）男女がともに子育てできる環境整備	47
（4）教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	48
（5）ひとり親家庭等への支援の充実	49
3 こどもの視点に立った地域社会をつくる	50
（1）こどもの視点に立った地域支援体制づくり	50
（2）こどもの年齢に応じた居場所づくり	51
（3）こどもやこども連れにやさしいまちづくり	53
（4）こどもの安全の確保	54

4 若者の未来を支える	56
(1) 若者の社会的・職業的自立への支援	56
(2) 結婚を希望する人への支援	56

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	57
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	57
3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保	61
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	63

第6章 計画を実現するために

1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	79
2 計画の推進体制	79
3 計画の進捗管理	79

資料編

1 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例	81
2 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿	83
3 志免町子どもの権利条例	84



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、こどもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。本町においても、令和2年3月、それまでの第1期計画を見直し、「志免町子ども未来プラン(第2期子ども・子育て支援事業計画)」(以下、「前計画」という。)を策定し、引き続きこどもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境整備を進めてきました。

しかし、前計画策定後も全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国では、こうしたこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、同法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられ、こども未来戦略では、基本理念の一つとして、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことが掲げられています。

そこで、本町においても、前計画が令和6年度で期間満了となることを契機に、こども基本法とこども大綱を踏まえ、これまでの子ども・子育て支援施策にこどもの貧困対策や若者支援施策を加えた「志免町こども計画」(以下、「本計画」という。)を新たに策定することとしました。

「こども」と「子ども」の表記について

我が国では、児童福祉法をはじめとする多くの法令で、18歳未満の者を「児童」と定義しており、それと同じ意味で「子ども」という表記が一般的に使われてきました。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

■ 令和元年度以降のこども・子育てに関する主な法律・計画等

年度	法律・計画等	内 容
令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化。
	児童福祉法及び児童虐待防止法改正	親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などを規定。
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
	子供の貧困対策に関する大綱	すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組む。
令和2	新子育て安心プラン	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿（令和6年度末までに約14万人分）を整備。 できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応。
令和3	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置。
令和4	こども家庭庁設置法	こどもが心身ともに健康かつ幸せに成長できるようサポートをするための行政機関として「こども家庭庁」設置（令和5年4月1日）。
	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	児童福祉法等の一部改正	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置を努力義務化。 妊産婦・子育て世帯・こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として「地域子育て相談機関」を整備し、利用者支援事業の実施機関として位置づけ。 新規事業を含めた一部事業を「家庭支援事業」として整理し、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ。
令和5	こども大綱	従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。
	こども未来戦略	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、若い世代の所得向上、社会全体の構造・意識の変更、こども・子育て世帯の切れ目のない支援を行う。 今後3年間の集中的な取組として、「こども・子育て支援加速化プラン」を実施。
	こどもの居場所づくりに関する指針	こどもや若者の声を聴き、こどもや若者の視点に立った居場所づくりを推進する。
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）	全てのこどもの誕生前から幼児期までの約100か月にわたる育ちに焦点を当て、生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指すビジョン。
	放課後児童対策パッケージ	放課後児童クラブの待機児童の解消を目指した新・放課後子ども総合プランの目標達成は困難な状況にあるが、早期の152万人分の受け皿整備の達成に向けて、令和5～6年度に取り組む内容を明示。

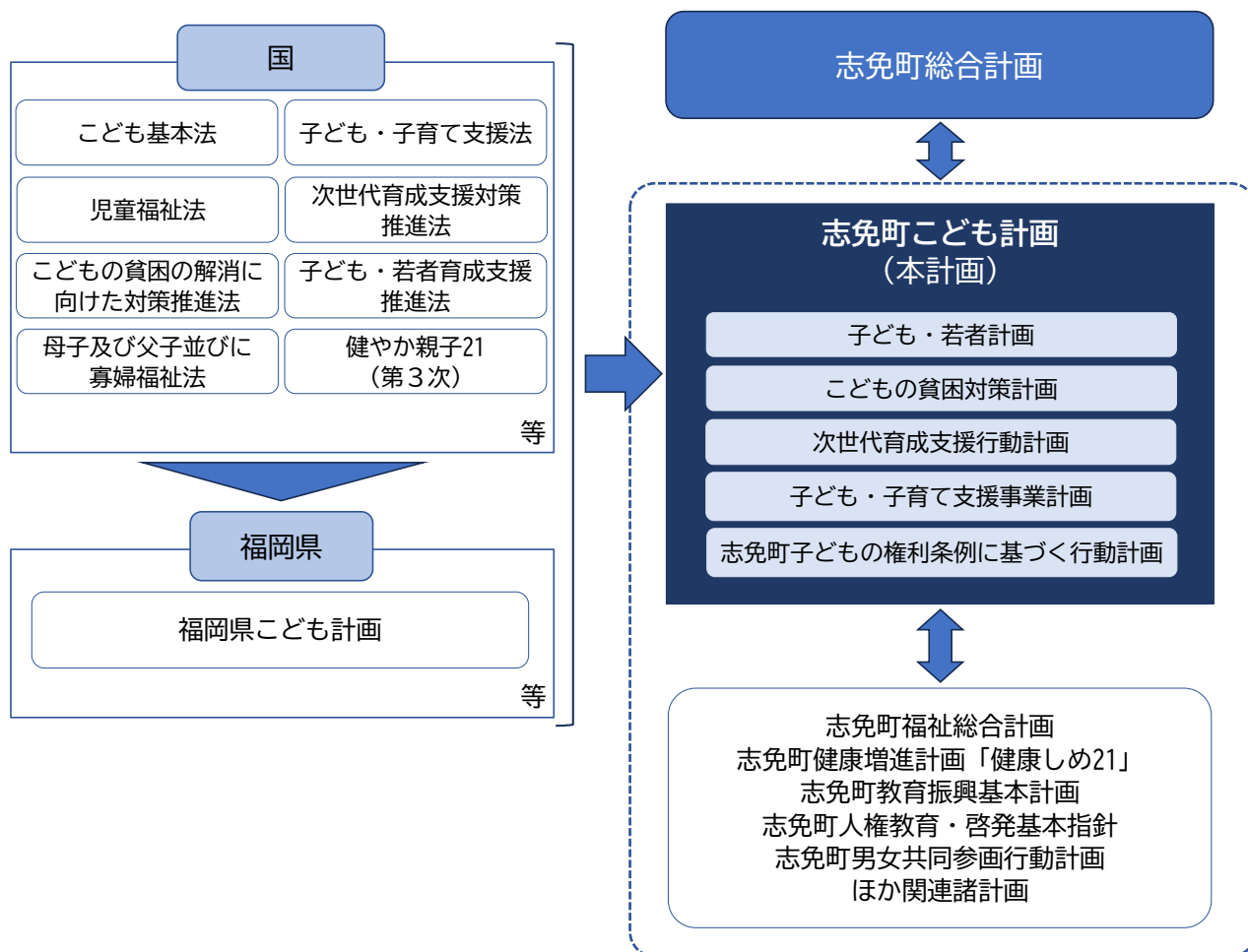
年度	法律・計画等	内 容
令和 6	子ども・子育て支援法等の一部改正	こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。
	こどもまんなか実行計画2024	こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。 こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目（含再掲）を提示。
	子ども・若者育成支援推進法改正	ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国、自治体などが支援に努めるべき対象に追加。 子ども・若者の年齢を定義しないことで、18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるように配慮。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更。 こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」とこと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記。 ひとり親世帯の養育費受領率の向上を、貧困対策の指標の一つとして設定。
	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）制定	こどもへの性被害を防止する目的で創設。いわゆる日本版DBS法として、保育所や児童養護施設、障がい児施設、学校等において従事する人の性犯罪歴の確認が義務づけられ、性犯罪者の就労を事実上制限する取組を令和8年度中に施行。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、さらには志免町子どもの権利条例第25条に基づく「志免町子どもの権利条例に基づく行動計画」を一体のものとした計画です。

また、策定にあたっては、本町の最上位計画である「志免町総合計画」や、「志免町福祉総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

■計画の期間

(年度)

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
志免町子ども未来プラン (第2期子ども・子育て支援事業計画)					志免町こども計画 (令和7年度～令和11年度)				

4 計画の策定体制

(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、こどもに関する施策の推進に係る検討を行うために、「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」において審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育てに関する実態や意識、ニーズなどを把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

●子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施概要

調査時期	令和6年4月9日～令和6年4月30日			
調査対象者	志免町在住の就学前児童・小学生の保護者から無作為抽出			
調査方法	郵送による配布・回収（オンライン回答可）			
配布数	就学前児童の保護者	1,500件	小学生の保護者	1,500件
有効回収数		587件		673件
有効回答率		39.1%		44.9%

(3) 子ども・若者の意識に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、こどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え・意識等を把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、16～30歳のこども・若者を対象に「子ども・若者の意識に関するアンケート調査」を実施しました。

●子ども・若者の意識に関するアンケート調査の実施概要

調査時期	令和6年4月9日～令和6年4月30日
調査対象者	志免町在住の16～30歳の人の中から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収（オンライン回答可）
配布数	1,000件
有効回収数	187件
有効回答率	18.7%

(4) 子どもの生活実態に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、こどもの生活実態と家庭の所得等との関連性を把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、小学6年生と中学3年生及びその保護者全員を対象に「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を実施しました。

●子どもの生活実態に関するアンケート調査の実施概要

調査時期	令和6年4月9日～令和6年4月30日					
調査対象者	志免町在住の小学6年生と中学3年生及びその保護者全員					
調査方法	学校を通じて配布・回収（オンライン回答可） ただし、町外の学校へ通学しているこどもと保護者については、郵送配布、郵送回収（オンライン回答可）					
配布数	小学 6年生	454件	中学 3年生	474件	保護者	928件
有効回収数		388件		437件		533件
有効回答率		85.5%		92.2%		57.4%

(5) パブリックコメントの実施

令和7年1月15日から令和7年2月14日まで計画案を公表し、それに対する町民から意見を求めるパブリックコメントを行いました。



第2章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

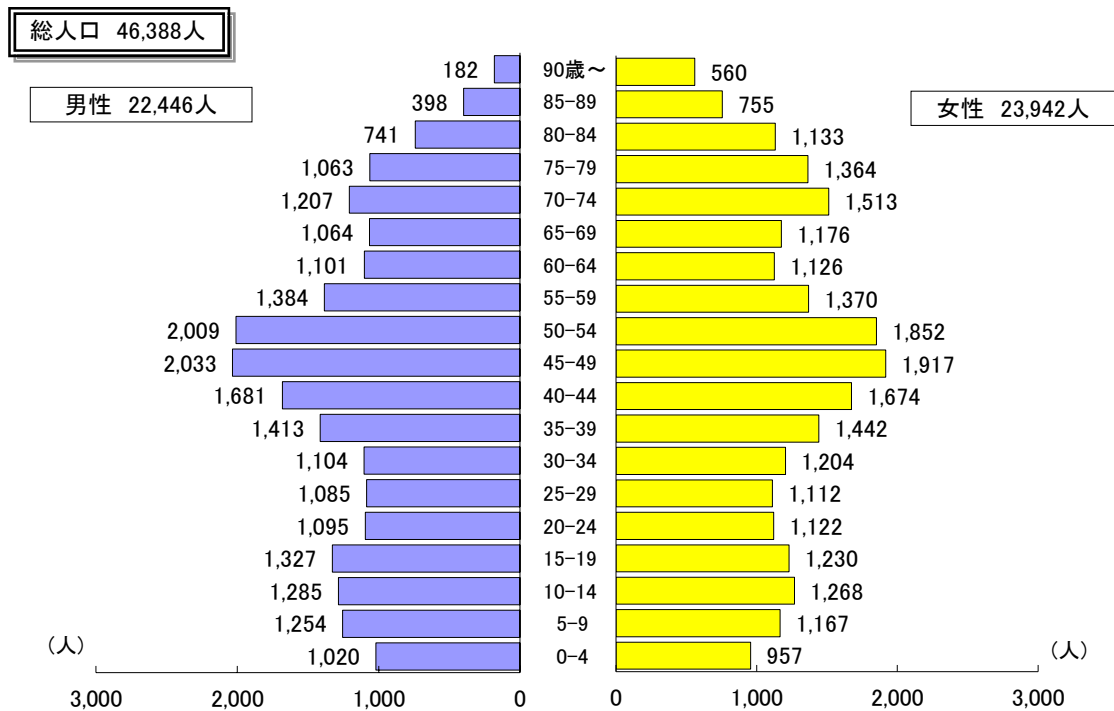
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

①人口構造

本町の令和6年4月1日現在の総人口は、男性22,446人、女性23,942人の計46,388人です。人口ピラミッドを見ると、40代後半から50代前半の人口が最も多く、5歳未満の人口が最も少なくなっており、20代の人口も30代に比べ少なくなっていることから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



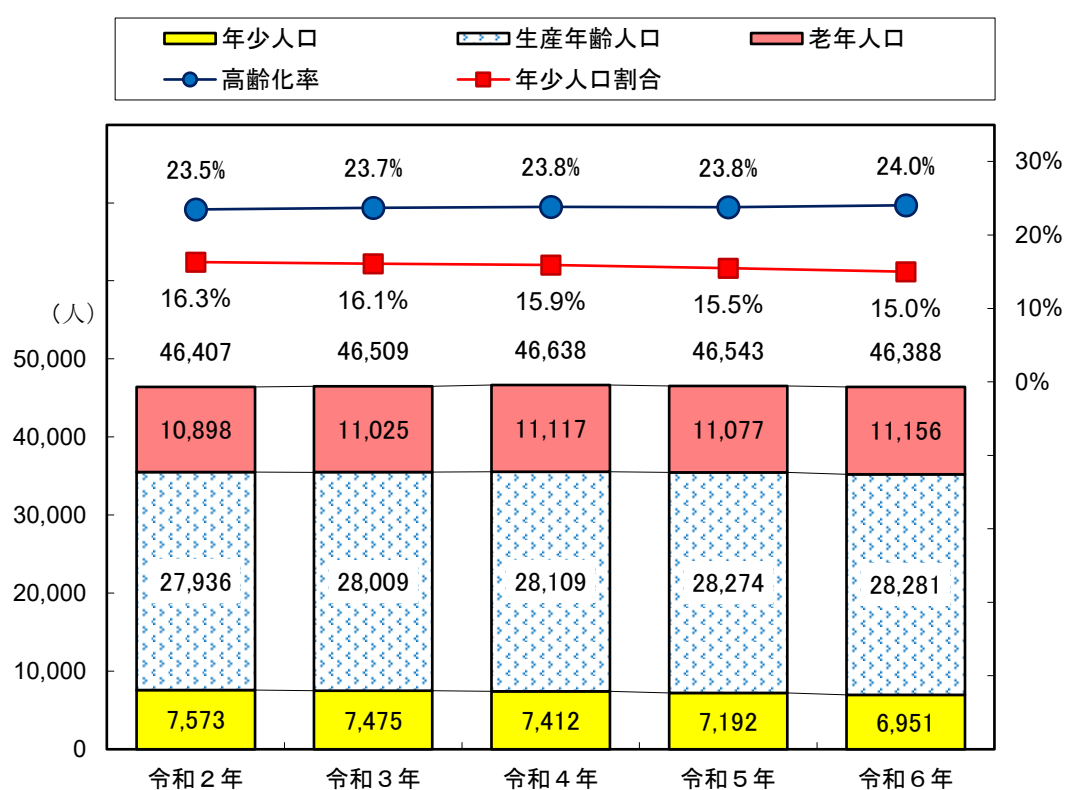
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

令和2年以降の人口の推移を見ると、令和4年までは微増、その後は微減傾向に転じています。

年齢3区分別に見ると、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)と高齢者人口(65歳以上)は微増ないし横ばいとなっているのに対し、年少人口(15歳未満)は減少の一途をたどっていることから、少子化は着実に進行しています。

また、少子化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



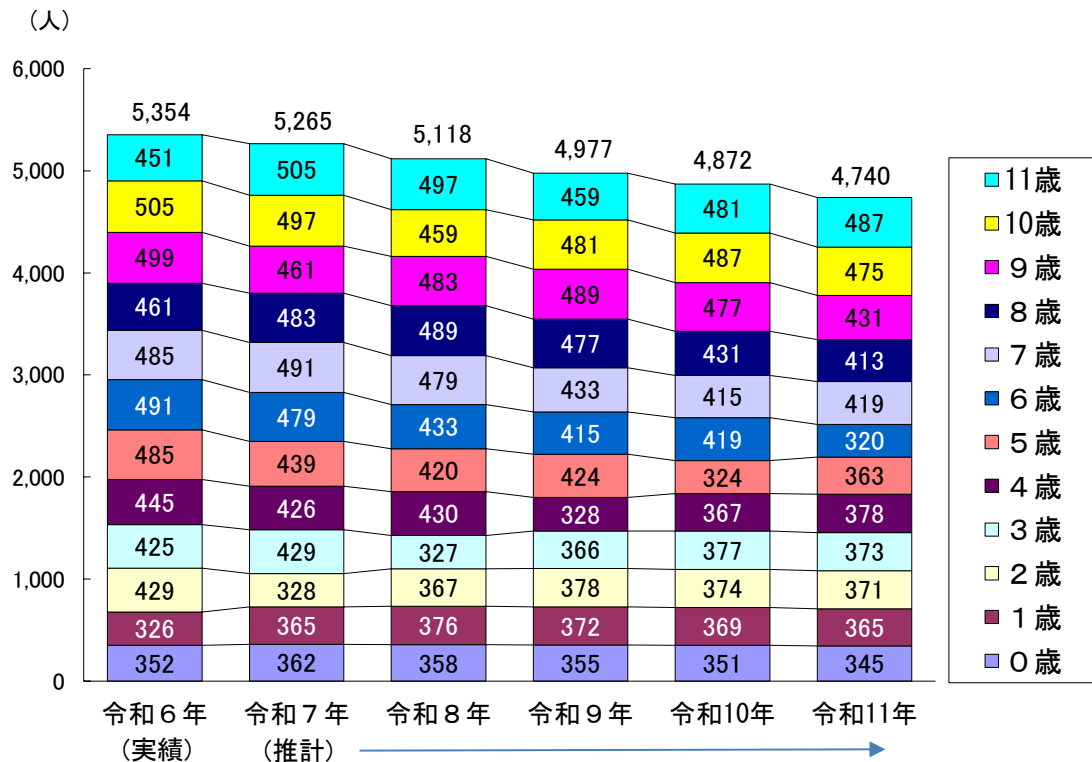
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 本計画期間中における 11 歳以下の児童人口の推計

令和2～6年の住民基本台帳の男女別各歳人口データに基づき、コーホート変化率法によって本町の人口推計を行いました。

そのうちの11歳以下の児童人口の推計結果は以下のとおりで、令和6年実績で5,354人であったのが、5年後の令和11年には4,740人となる見込みで、614人(11.5%)の減少となっています。

■ 11 歳以下の児童の各歳別人口推計結果

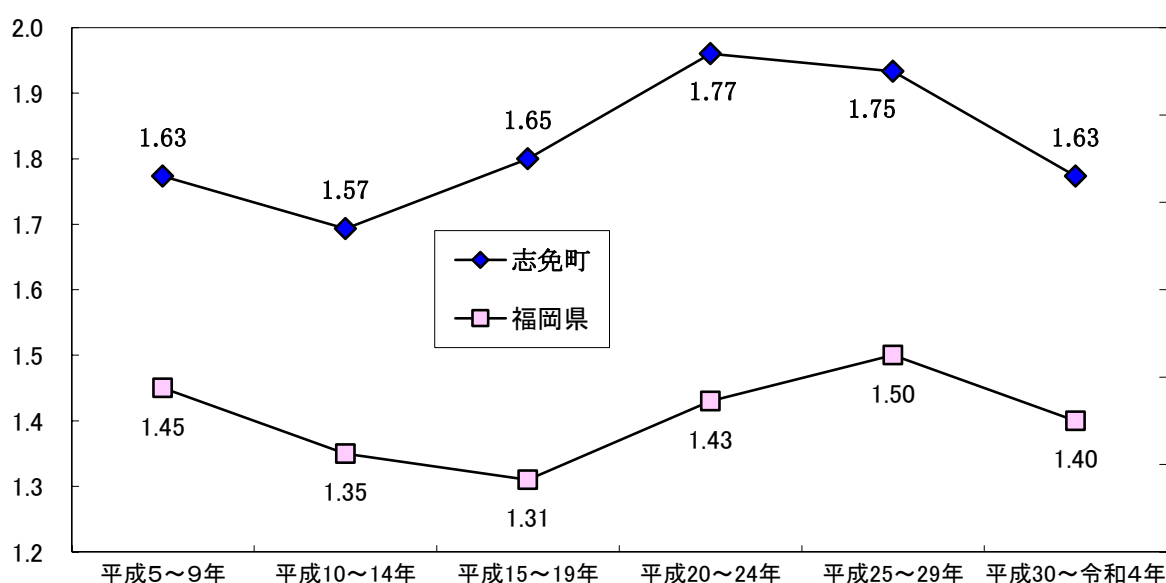


④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

本町の合計特殊出生率は、平成10～14年の1.57まで低下を続け、その後は平成20～24年の1.77まで上昇が見られたものの、平成30～令和4年には再び1.63まで低下しています。一貫して県平均よりも高い水準にはありますが、人口置換水準(人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準)である2.07を大きく下回って推移しています。

■ 合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移

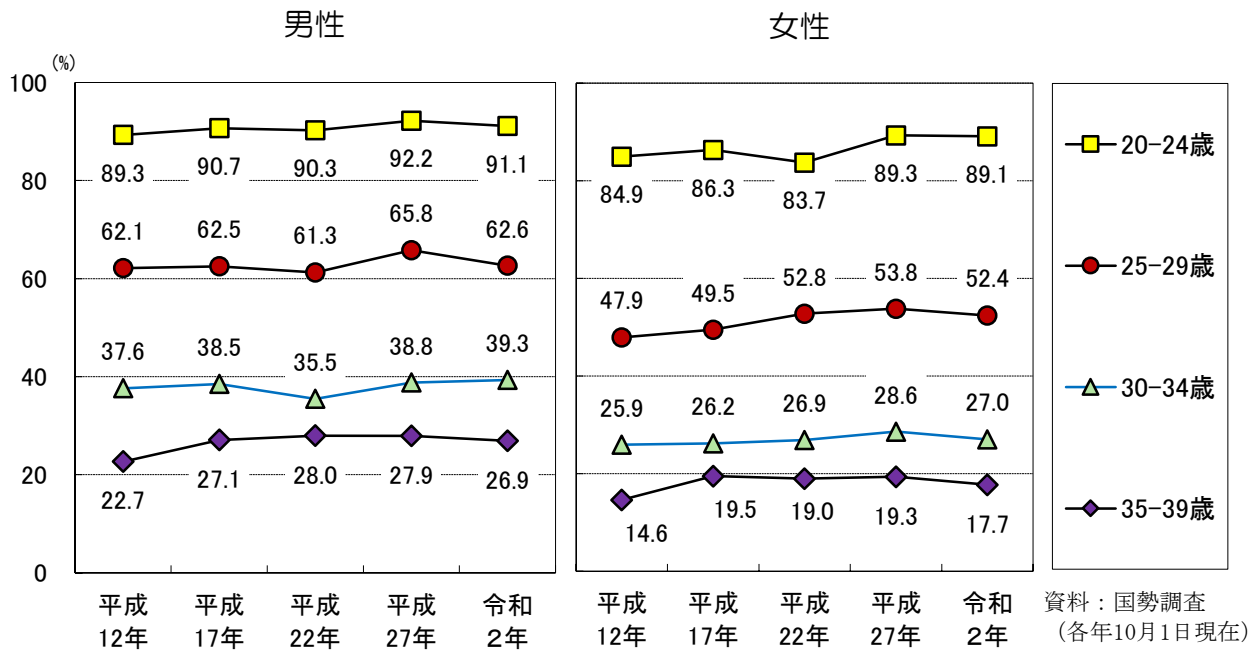


資料：人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）

(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、平成27年から令和2年にかけて男性の30～34歳以外の区分でいずれもやや未婚率の低下が見られますが、依然として高い割合となっており、晩婚化・非婚化の傾向が続いていることがうかがえます。

■未婚率の推移



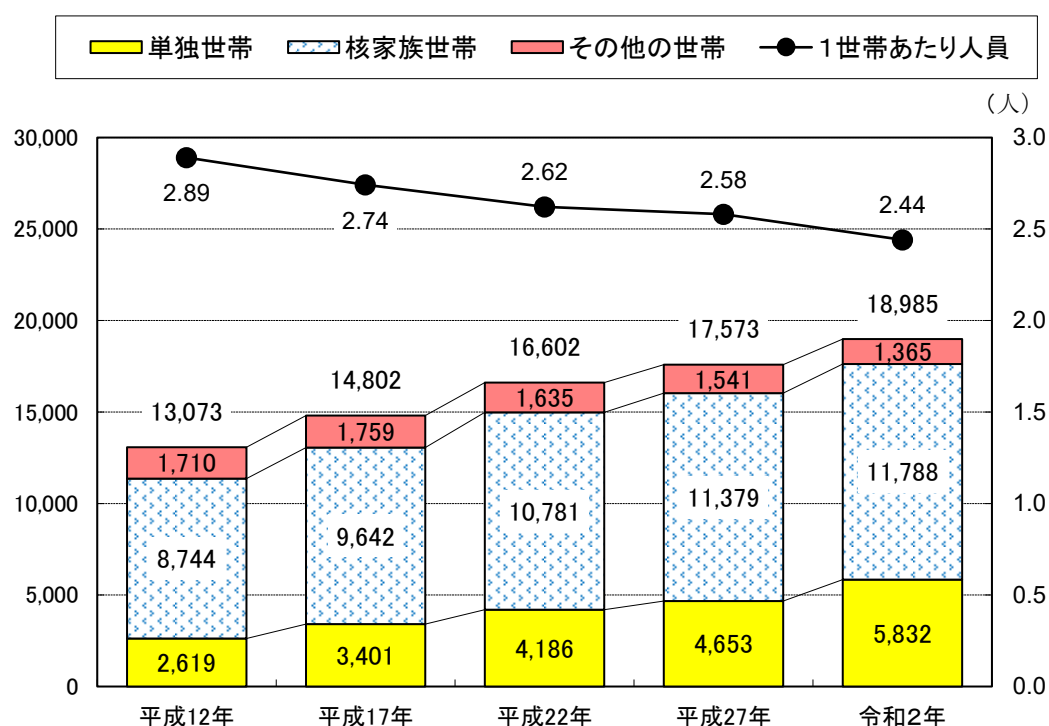
2 世帯数の推移

平成12年から令和2年までの20年間の一般世帯数(総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの)の推移は下図のとおりで、一貫して増加傾向が続いています。

単独世帯及び核家族世帯の増加が続く一方、三世代家族等その他の世帯は減少が続いています。また、単独世帯の増加、三世代家族等その他の世帯の減少により、1世帯あたりの人員数も減少が続いており、令和2年は2.44人となっています。

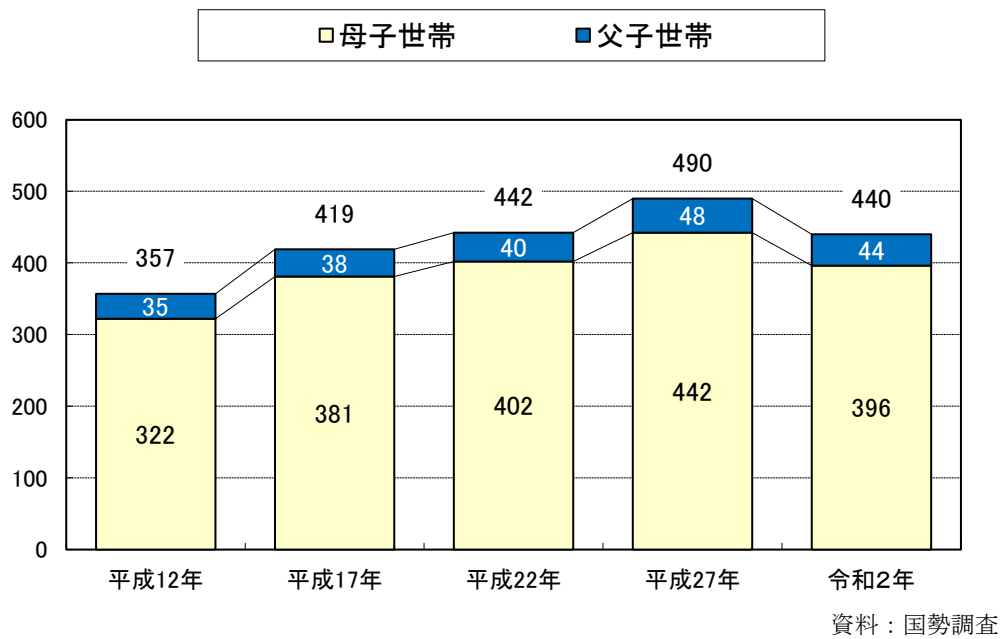
一方、平成27年まで増加傾向にあった母子・父子世帯数は、平成27年から令和2年にかけて減少に転じており、令和2年では母子世帯396件、父子世帯44件の計440件となっています(次ページ、「母子・父子世帯数の推移」参照)。

■一般世帯数の推移



資料：国勢調査

■母子・父子世帯数の推移



3 就労環境

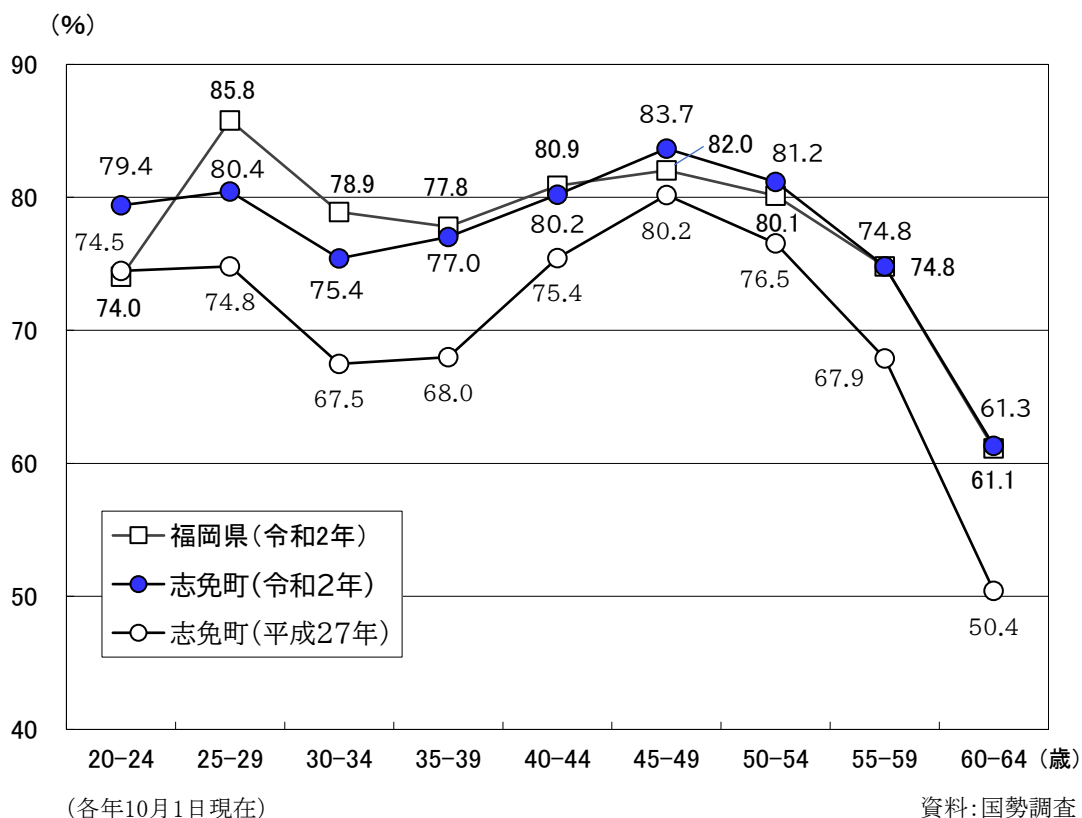
(1) 女性の年齢階層別労働力率※

女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化すると、我が国では下のグラフに見られるようないわゆる「M字カーブ」を描くのが一般的です。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、40代前半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

全国的には解消に向かっているとされる「M字カーブ」ですが、本町においても、令和2年の「M字カーブ」は、平成27年のそれに比べると、全体に労働力率が上昇し、かなり緩やかになっていることが分かります。ただし、県に比べると、20代後半から30代前半の労働力率はやや低くなっています。

※労働力率：人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■女性の年齢階層別労働力率の推移と県との比較

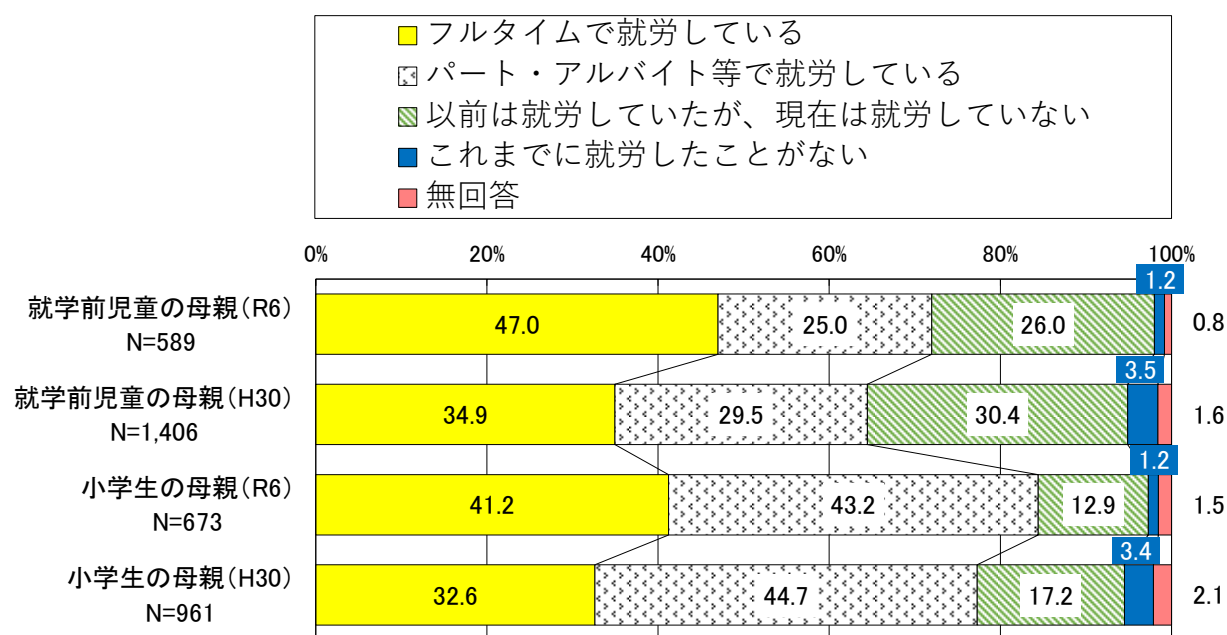


(2) 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で72.0%、小学生の母親で84.4%の人が働いており、いずれも平成30年度調査結果に比べ割合が高くなっています。

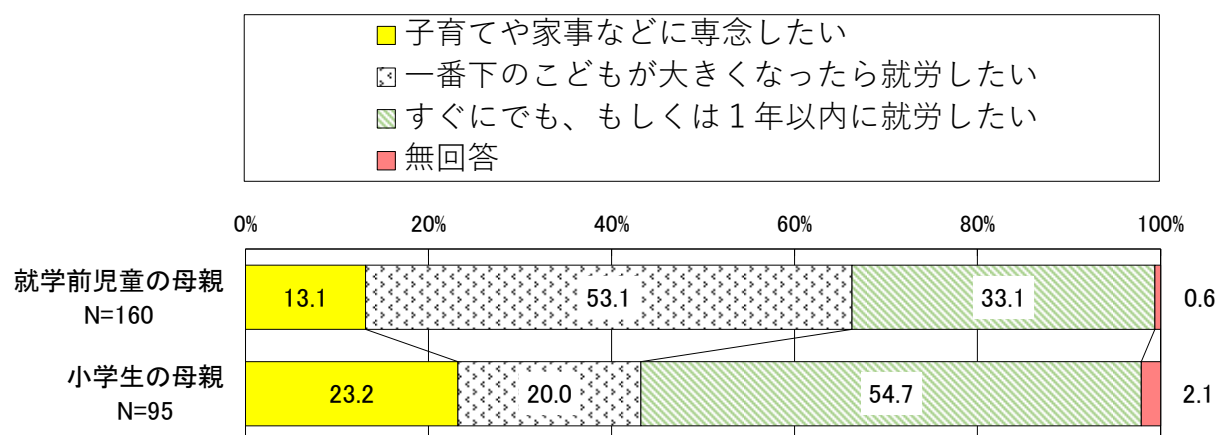
また、現在就労していない母親についても、就学前児童の母親で33.1%、小学生の母親で54.7%の人が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考えていることがわかります。

■母親の就労状況（平成30年度調査結果との比較）



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望（令和6年度）

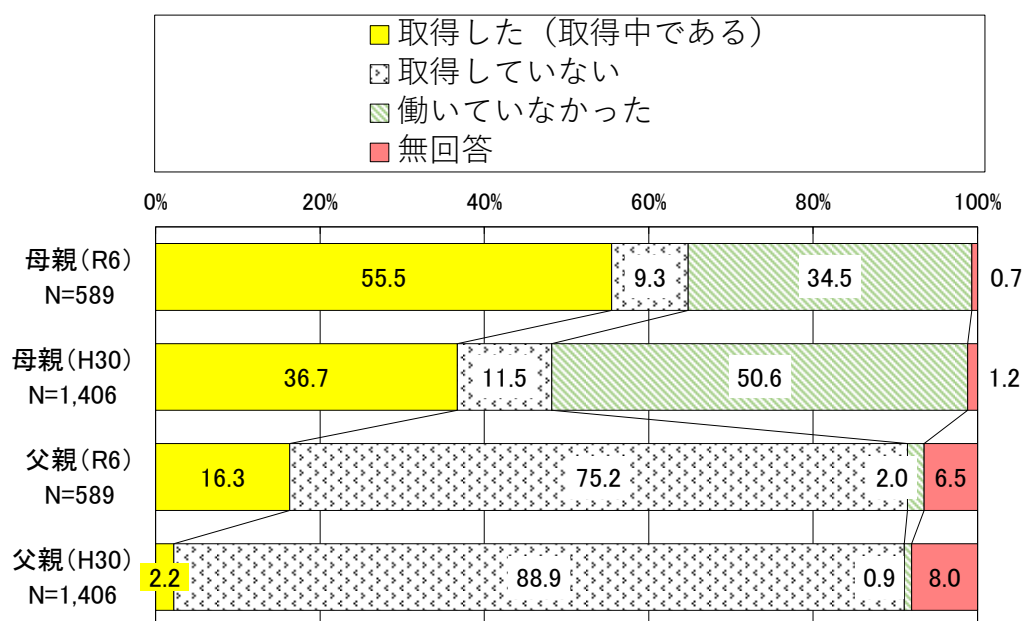


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(3) 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、未就学児の保護者の育児休業の取得状況を見ると、「取得した(取得中である)」と回答した人は、母親で55.5%(無回答と働いていなかった人を除くと85.6%)、父親で16.3%(無回答と働いていなかった人を除くと17.8%)となっています。平成30年度調査結果に比べると、いずれも取得率は上昇していますが、父親の取得率は依然として低調です。

■就学前児童の保護者の育児休業の取得状況(平成30年度調査結果との比較)



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

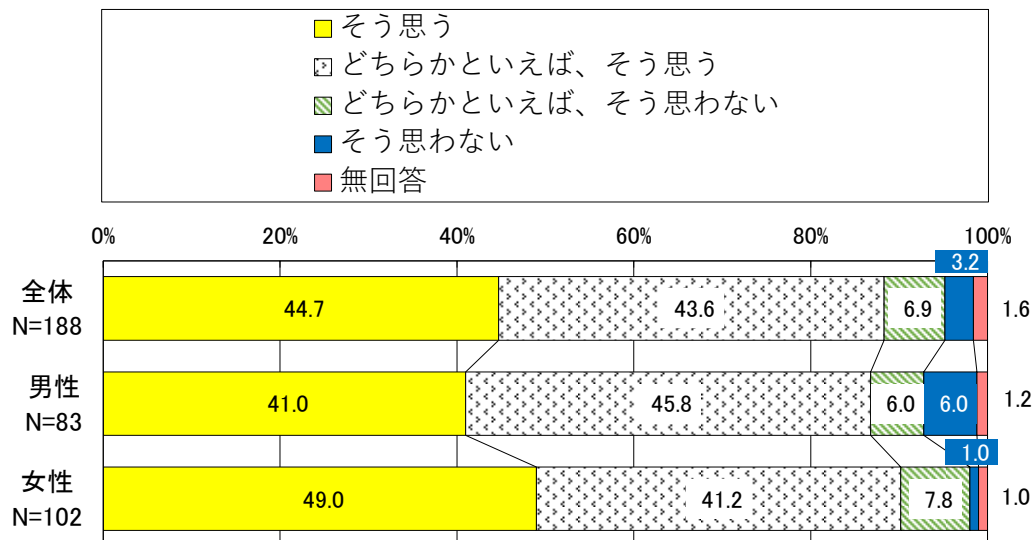
4 アンケート調査結果に見るこども・若者の意識等

(1) 幸福度と将来の明るい希望の有無

今、自分は幸せだと思うかという問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した本町のこども・若者の割合は88.3%を占めており、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答したこども・若者は10.1%となっています。

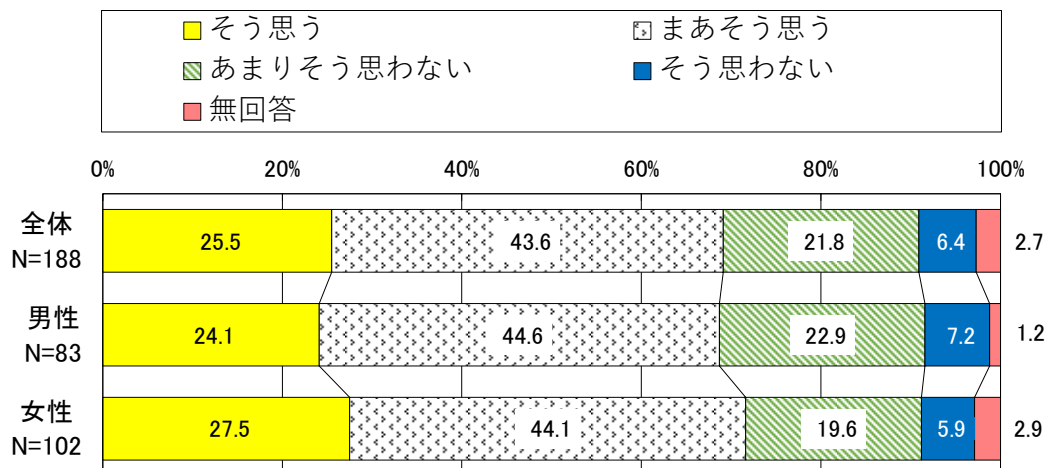
一方、将来には明るい希望があると思っているかという問いに対し、「そう思う」「まあそう思う」と回答した本町のこども・若者の割合は69.1%で、28.2%のこども・若者は「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答しています。

■今、自分が幸せだと思うか



資料：子ども・若者の意識に関するアンケート調査結果

■将来には明るい希望があると思っているか



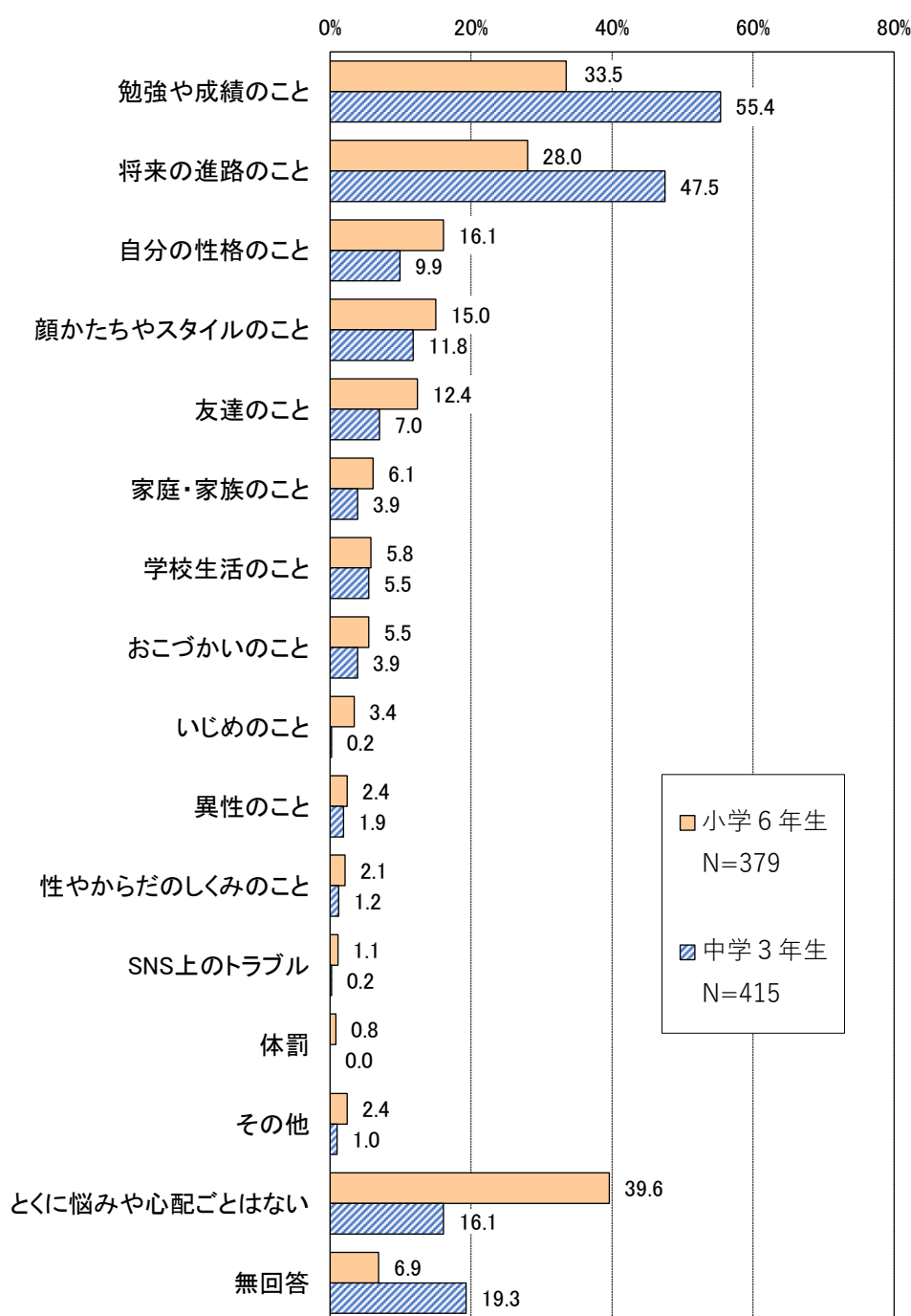
資料：子ども・若者の意識に関するアンケート調査結果

(2) 小中学生の悩みや心配ごと

悩みや心配ごととして、最も回答割合が高かったのは、小中学生ともに「勉強や成績のこと」(小学生:33.5%、中学生:55.4%)で、「将来の進路のこと」(小学生:28.0%、中学生:47.5%)がそれに続いています。

「とくに悩みや心配ごとはない」と回答した中学生は16.1%で、小学生の39.6%に比べ23.5ポイント低くなっています。

■悩みや心配ごとがあるか



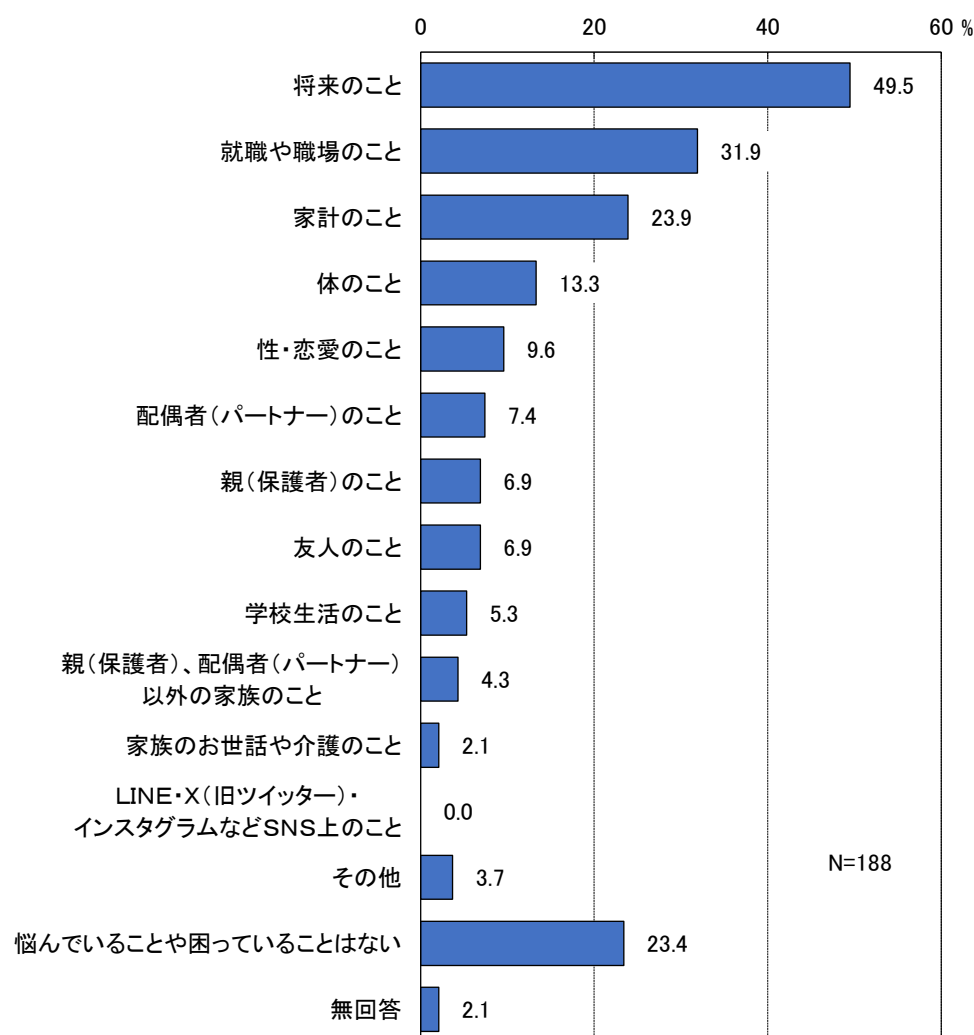
資料：子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

(3) こども・若者が悩んでいることや困っていること

「悩んでいることや困っていることはない」と回答したこども・若者は23.4%で、4人に3人は何らかの悩みごとや困りごとがあるということになります。

悩んでいることや困っていることとして最も多かったのは、「将来のこと」(49.5%)で、「就職や職場のこと」(31.9%)、「家計のこと」(23.9%)がそれに続いています。

■自分自身について悩んでいることや困っていること

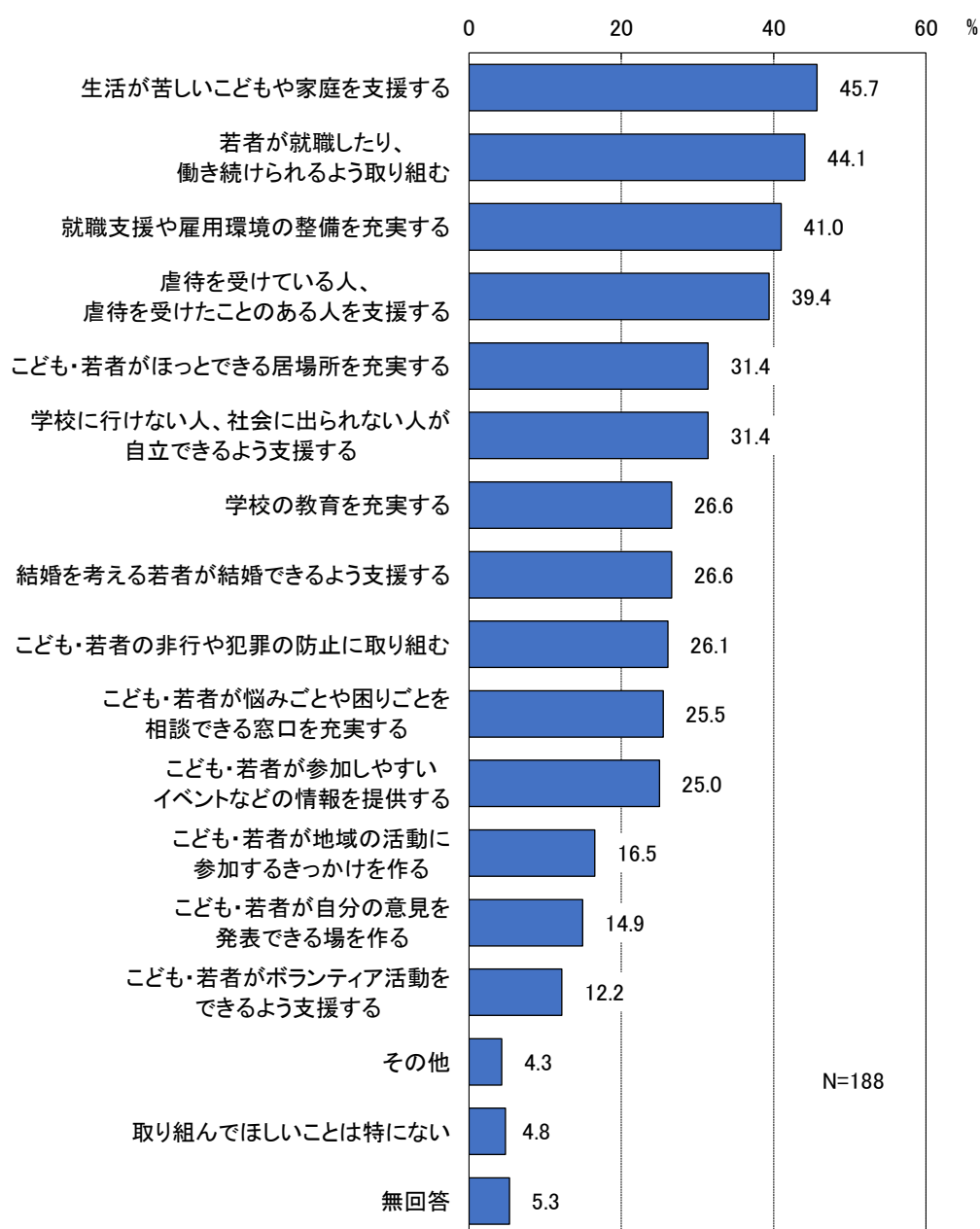


資料：子ども・若者の意識に関するアンケート調査結果

(4) こども・若者の支援について取り組んでほしいこと

こども・若者への支援について、取り組んでほしいこととしては、「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」が45.7%と最も多くなっており、以下、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」(44.1%)、「就職支援や雇用環境の整備を充実する」(41.0%)、「虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する」(39.4%)があまり変わらない割合で続いています。

■こども・若者の支援について取り組んでほしいこと



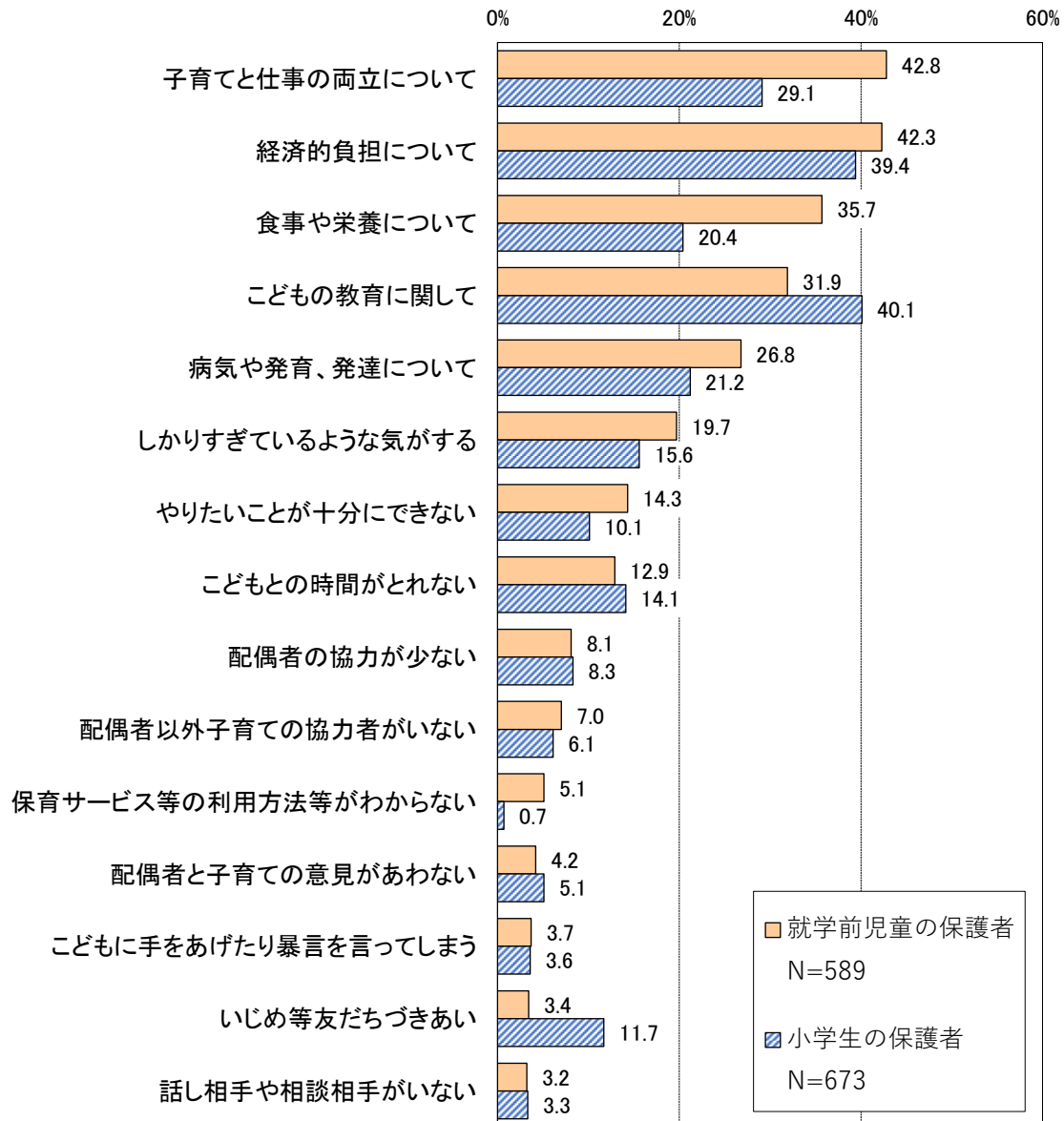
資料：子ども・若者の意識に関するアンケート調査結果

5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ

(1) 子育てに関する悩み

子育てに関する悩みと最も回答割合が高かったのは、就学前児童の保護者では「子育てと仕事の両立について」(42.8%)、小学生の保護者では「こどもの教育に関して」(40.1%)で、第2位には、いずれも「経済的負担について」(就学前:42.3%、小学生:39.4%)があがっています。また、就学前の第3位には、「食事や栄養について」(35.7%)、小学生の第3位には「子育てと仕事の両立について」(29.1%)が続いています。

■子育てに関する悩みはあるか（上位 15 項目）

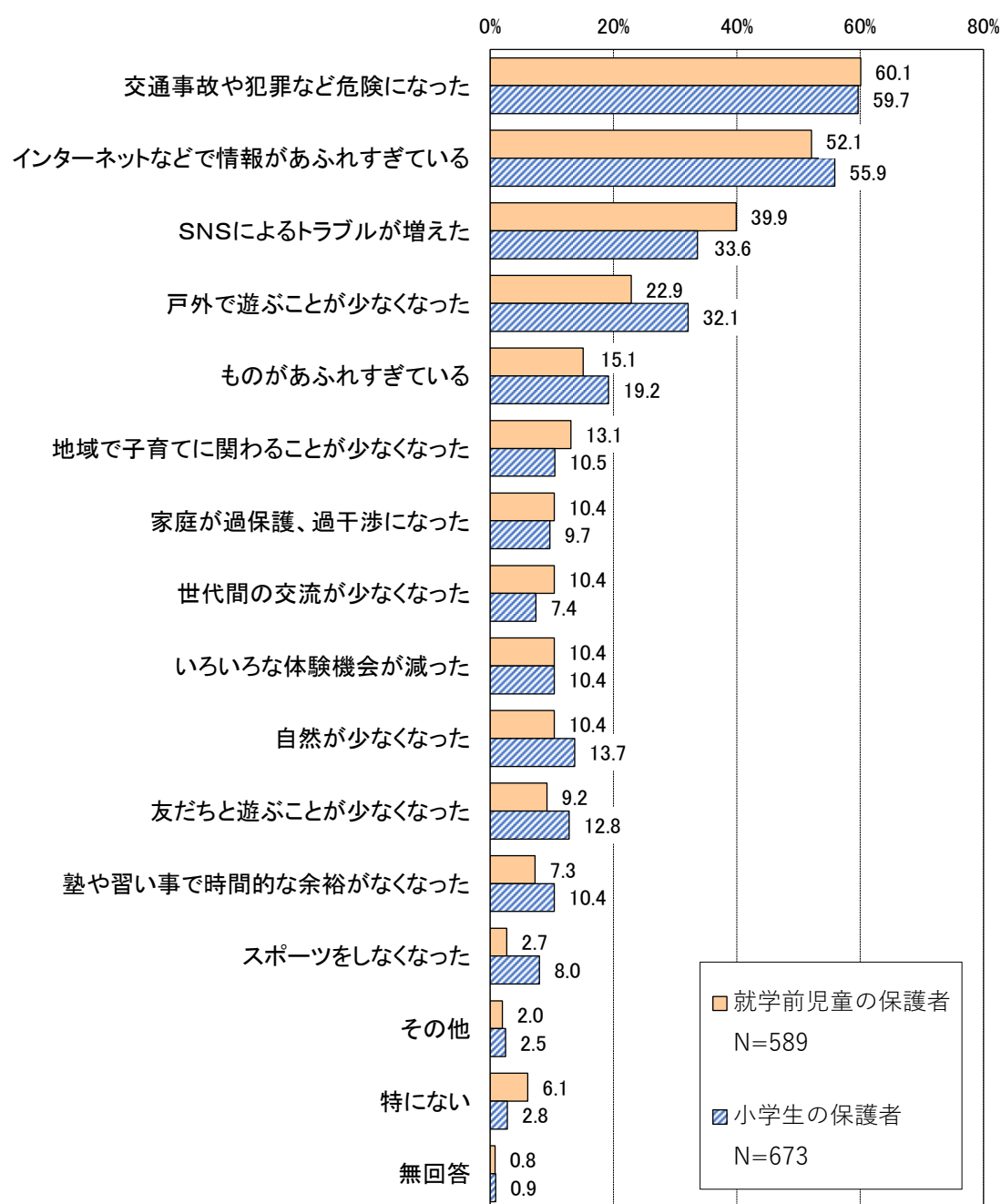


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(2) こどもを取り巻く環境の中で特に問題だと思うこと

こどもを取り巻く環境の中で特に問題だと思うこととしては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「交通事故や犯罪など危険になった」が最も多く(就学前:60.1%、小学生:59.7%)、以下、「インターネットなどで情報があふれすぎている」(就学前:52.1%、小学生:55.9%)、「SNSによるトラブルが増えた」(就学前:39.9%、小学生:33.6%)、「戸外で遊ぶことが少なくなった」(就学前:22.9%、小学生:32.1%)と続いています。

■こどもを取り巻く環境の中で特に問題だと思うこと

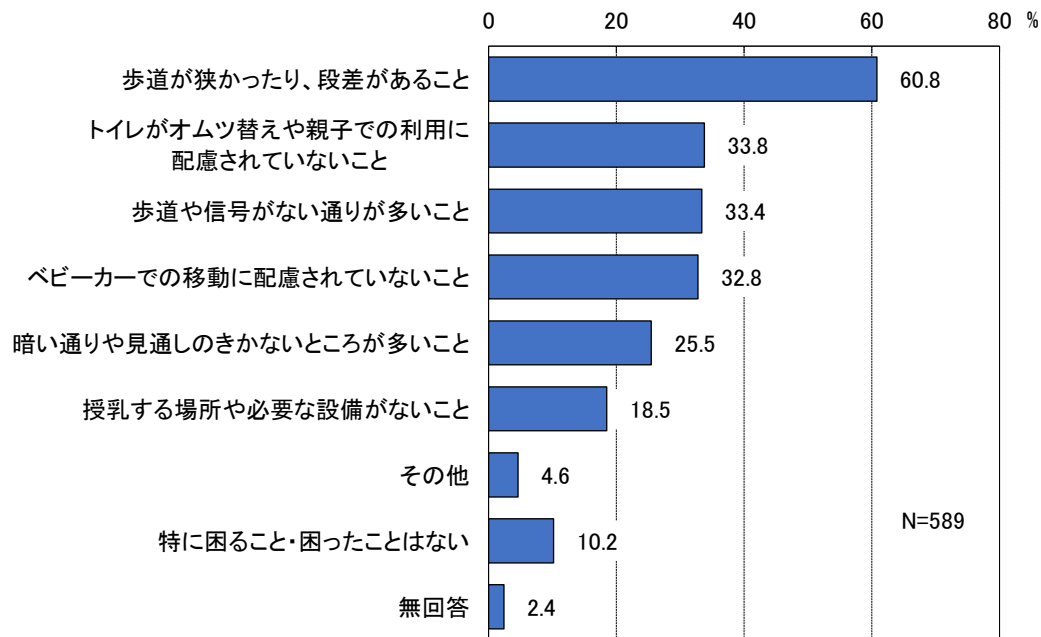


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(3) こどもとの外出の際、困ること・困ったこと

こどもとの外出の際、困ること・困ったことについては、「歩道が狭かったり、段差があること」が60.8%と特に多く、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」(33.8%)、「歩道や信号がない通りが多いこと」(33.4%)、「ベビーカーでの移動に配慮されていないこと」(32.8%)がほぼ同じ割合で続いています。

■こどもとの外出の際、困ること・困ったこと（就学前児童の保護者）

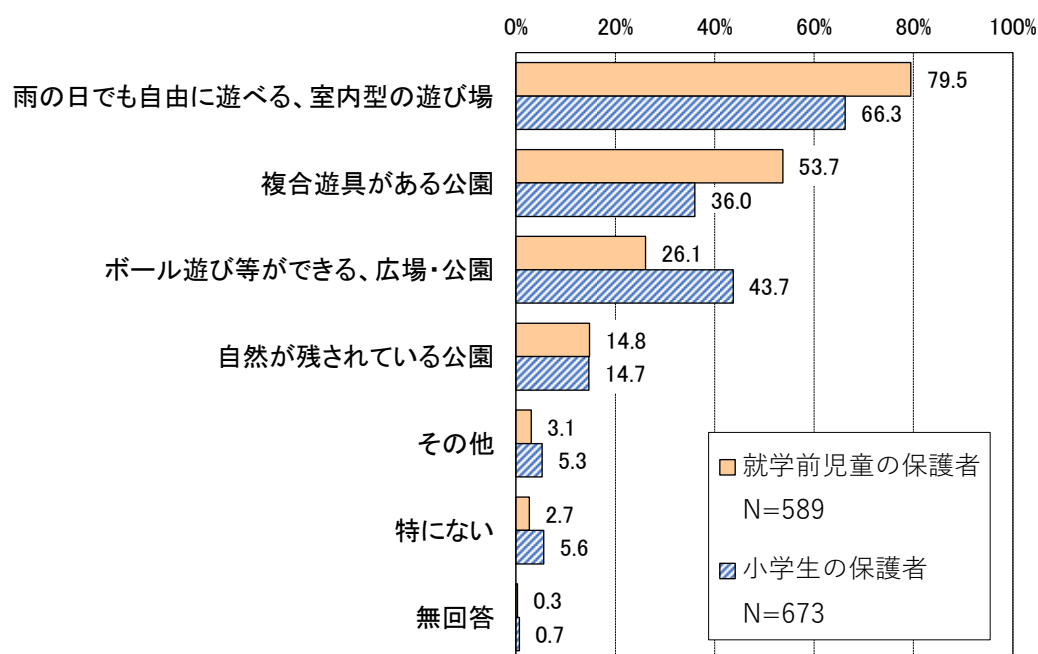


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(4) 町内にあったらよいと思うこどもの遊び場所

町内にあったらよいと思うこどもの遊び場所については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「雨の日でも自由に遊べる、室内型の遊び場」が最も多く(就学前: 79.5%、小学生: 66.3%)、就学前の第2位には「複合遊具がある公園」(53.7%)、小学生の第2位には「ボール遊び等ができる、広場・公園」(43.7%)があがっています。

■町内にあったらよいと思うこどもの遊び場所

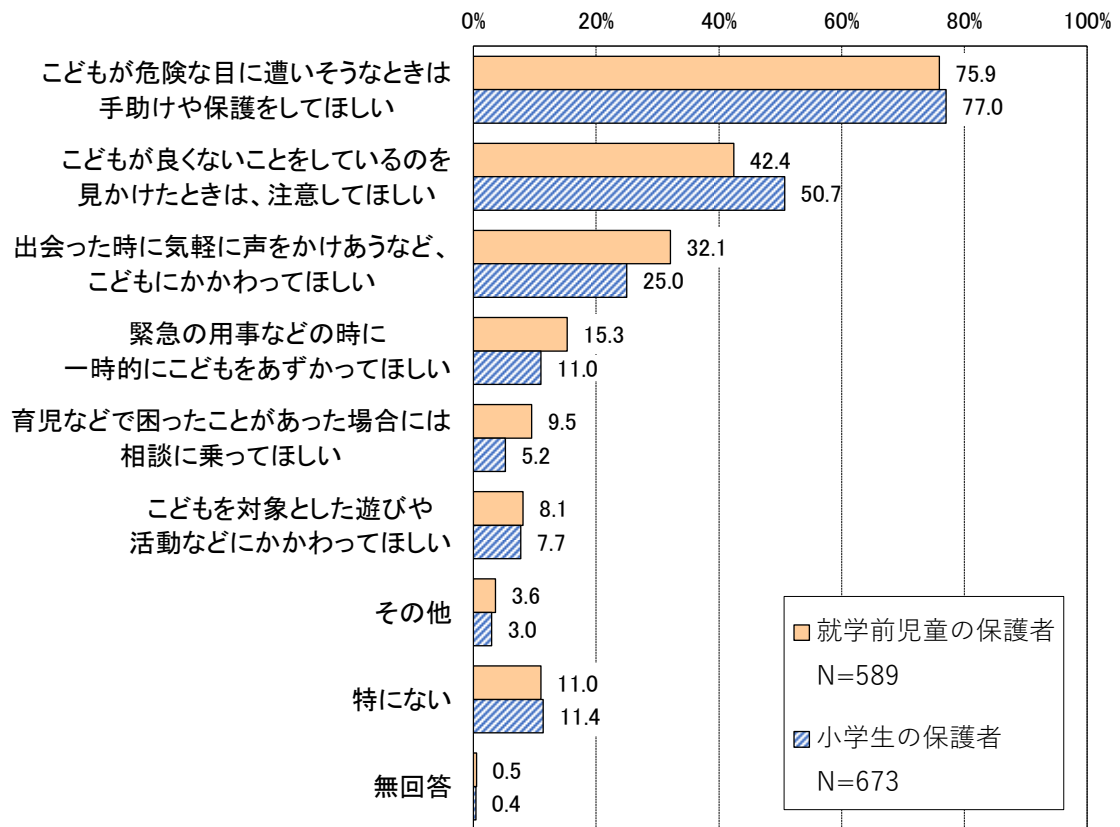


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(5) 子育てをするうえで、近所や地域に望むこと

子育てをするうえで、近所や地域に望むこととしては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「こどもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が最も多く(就学前:75.9%、小学生:77.0%)、以下、「こどもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」(就学前:42.4%、小学生:50.7%)、「出会った時に気軽に声をかけあうなど、こどもにかかわってほしい」(就学前:32.1%、小学生:25.0%)と続いています。

■子育てをするうえで、近所や地域に望むこと

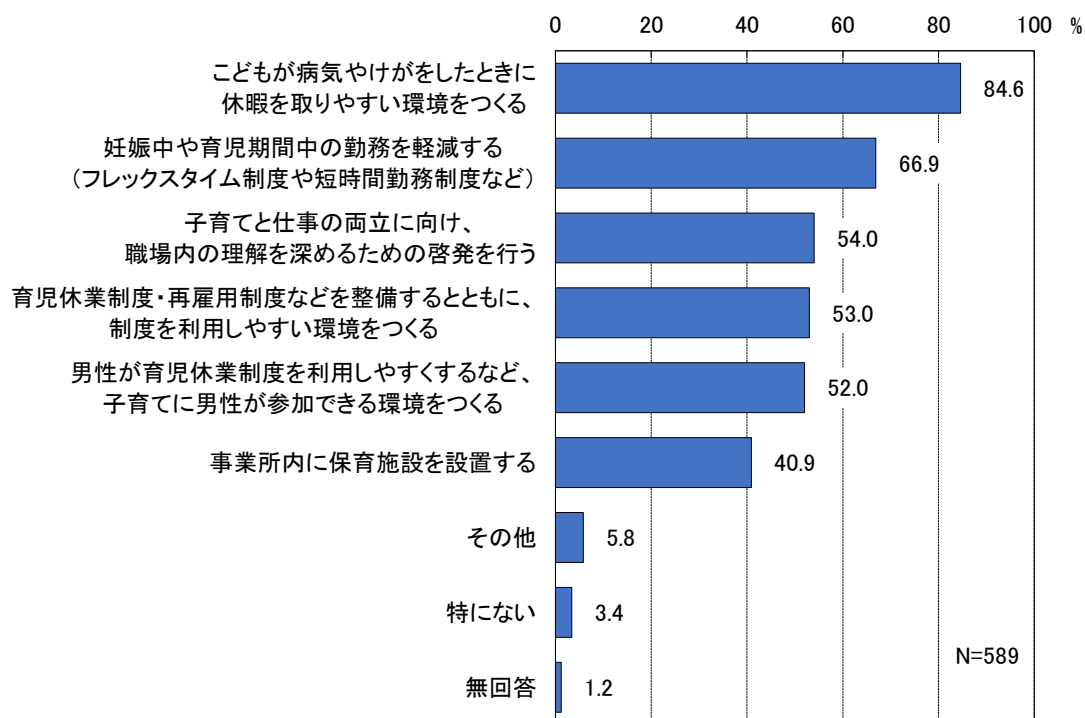


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(6) 子育てと仕事の両立支援として、企業に期待すること

子育てと仕事の両立支援として企業に期待することとしては、「こどもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」という回答割合が84.6%と最も高く、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する(フレックスタイム制度や短時間勤務制度など)」が66.9%でそれに続いています。

■子育てと仕事の両立支援として、企業に期待すること（就学前児童の保護者）

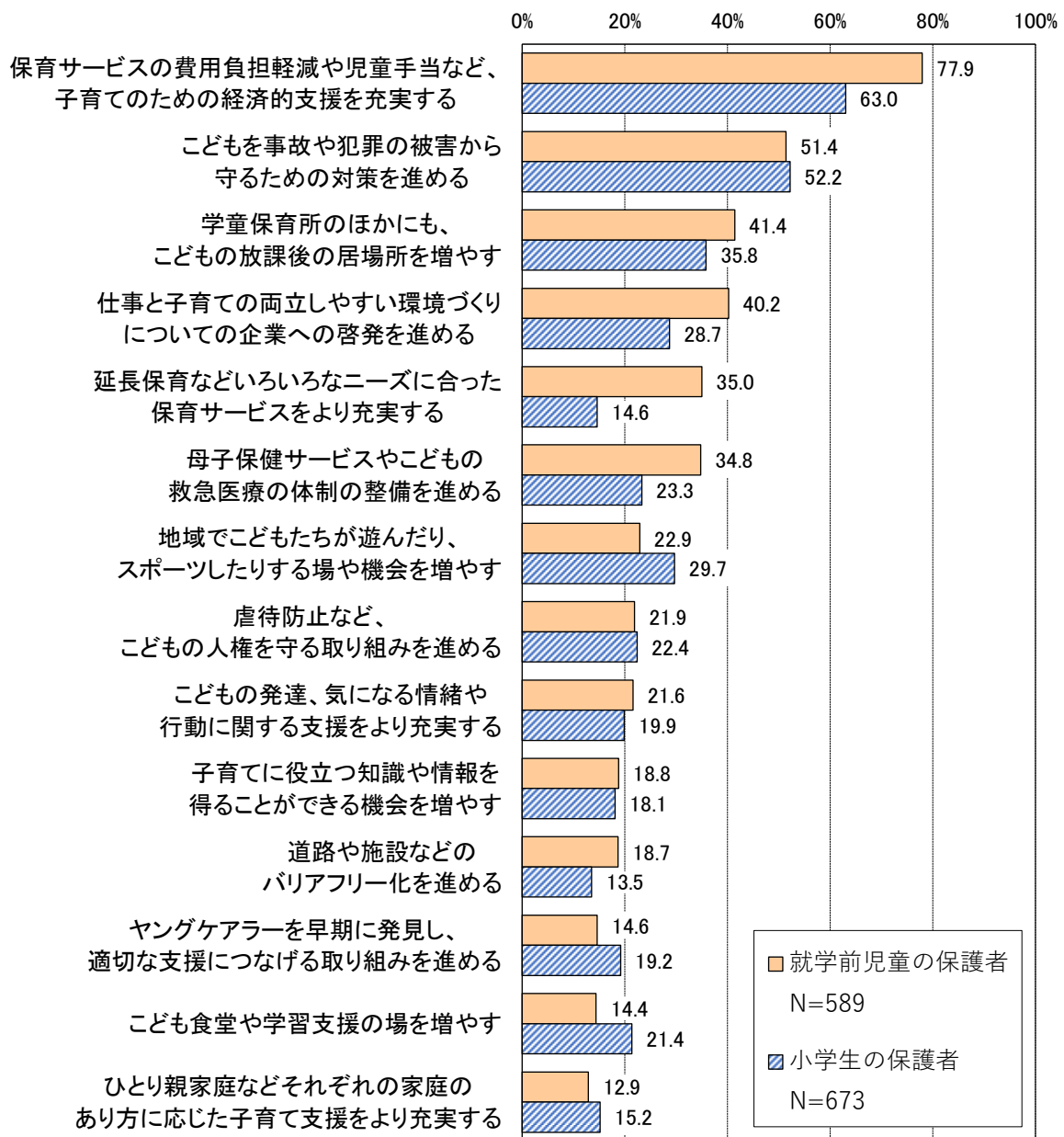


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(7) こどもを健やかに生み育てるために、国・県・町に期待すること

こどもを健やかに生み育てるために、国・県・町に期待することとしては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が最も多く(就学前:77.9%、小学生:63.0%)、以下、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(就学前:51.4%、小学生:52.2%)、「学童保育所のほかにも、こどもの放課後の居場所を増やす」(就学前:41.4%、小学生:35.8%)、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについての企業への啓発を進める」(就学前:40.2%、小学生:28.7%)と続いています。

■こどもを健やかに生み育てるために、国・県・町に期待すること(上位14項目)



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども大綱が実現を目指す「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」を指します。

こどもが幸せな状態で暮らせるまちは大人にとっても幸せなまちです。また、志免町に暮らすこどもたちが、自己肯定感をもちながら健やかに成長し、未来を築いていくことは、未来の志免町の大きな希望でもあります。そのため、この計画では、今を生きる、未来を生きる全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、希望をもって心身ともに健全に成長でき、自分らしく幸せな状態＝笑顔で暮らせるまちの実現を目指します。

全てのこどもが希望をもって自分らしく笑顔で暮らせるまち

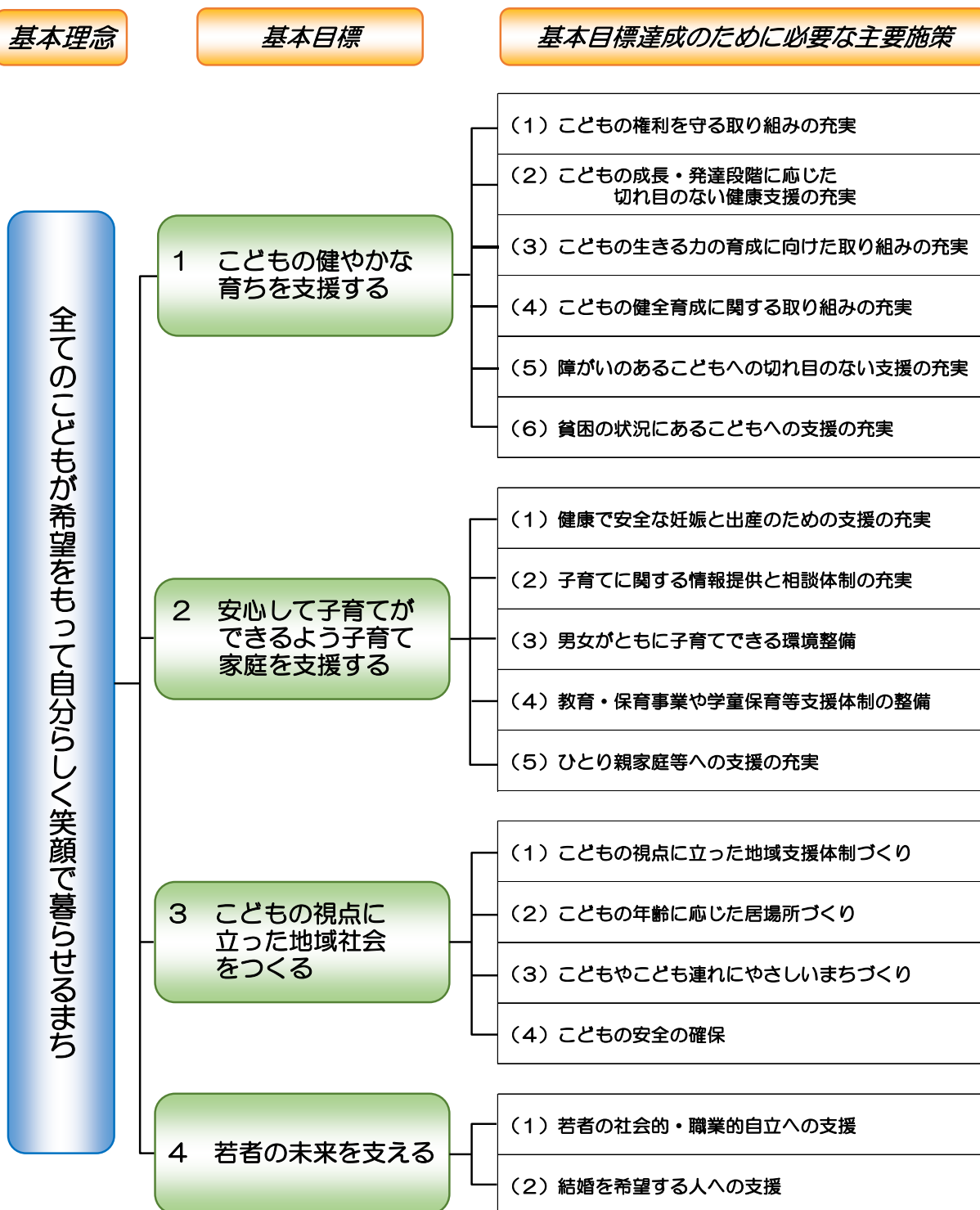
2 計画の基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では、以下の5点を基本方針とします。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

3 計画の基本目標と施策の体系

本計画では、基本理念実現のため、①こども、②子育て家庭、③地域社会、④若者という視点から設定した4つの基本目標と、その目標達成のために必要な施策項目を掲げ、施策の体系としました。





第4章

基本目標ごとの施策の展開

1 こどもの健やかな育ちを支援する

(1) こどもの権利を守る取り組みの充実

平成19年4月に「志免町子どもの権利条例」が施行されて既に17年あまりが経過しました。しかし、アンケート調査の結果を見ると、条例の内容をある程度知っている人の割合は、就学前児童の保護者で7.8%、小学生の保護者で18.1%、16～30歳の町民で17.0%となっており、未だその理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。町では、こどもの権利に関する周知・啓発はもとより、こどもの権利相談体制の充実を図り、児童虐待やいじめ等による人権侵害の防止と被害を受けたこどもや不登校のこどもの支援に取り組んでおり、今後もその充実に努めます。

また、権利の主体たるこども・若者には、自由に意見表明し、それが反映される権利が保障されなくてはなりません。こども基本法では、こども施策に対するこども等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。本町では、平成24年4月から「志免町みんなの参画条例」が施行されており、こどもにも参画の権利が保障されていますが、実際にこどもの意見が反映される機会は限られています。今後は、こども家庭庁が取り組んでいる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、町政に反映できる仕組みづくりに取り組みます。

なお、近年こどもの権利に関連し、ヤングケアラーの存在が問題となっています。子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。ケアが日常化・長期化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が失われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなったりします。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

No.	事業名	取組内容	担当課
1	こどもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	広報やホームページ、SNSへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を行い、こどもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組みを進めます。 また、地域活動を行っている団体や社会体育・教育団体、公民館や民生委員等への出前講座や啓発を行います。	子育て支援課
2	児童虐待防止に向けた支援の充実	産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状態や養育環境の状況、育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。 虐待、養育困難等に対応して迅速で適切な保護・指導を図るため、保育機関、教育機関、保健医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。 また、関係各課による実務者会議や志免町虐待等防止ネットワーク会議を定期的実施し、情報の共有を行いながら早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課 学校教育課 福祉課 まちの魅力推進課
3	体罰等によらない子育ての推進	令和元年の児童福祉法改正により体罰の禁止が法定され、令和4年の民法の一部改正によって親から子への懲戒権規定も削除されました。体罰等によらない子育てを拡げるため、子育てに関する相談体制を充実し、みんなで育児を支える社会づくりを推進します。	子育て支援課 学校教育課
4	いじめの防止と解消	「志免町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取り組みを推進します。 また、いじめ問題対策連絡協議会や町いじめ問題専門委員会を定期的開催し、いじめ問題に関する対策と現状について学校、教育委員会、関係機関で情報交換します。 SNS等を介したいじめ等のトラブルの未然防止やインターネット等の適正な利用を推進するために児童生徒が主体的にルール、マナーを学ぶ取り組み、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭でのスマートフォンのルールづくりなどを推進します。	学校教育課 学校教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
5	こどもの権利相談の充実	こどもの権利救済に関する相談等を充実するため、「こどもの権利相談室」を運営します。	子育て支援課
		こども家庭センターや教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、虐待やいじめ等の被害にあったこどもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。	子育て支援課 福祉課 学校教育課 生活安全課
6	ヤングケアラーの啓発と支援	こどもや保護者、教職員や地域住民に対して、ヤングケアラーについての啓発活動を行います。 また、学校等との情報共有に努め、本来大人が担うと想定されている家事・育児・介護等を日常的に行っているヤングケアラーの早期発見に努め、関係機関等と連携し、支援の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課 福祉課

(2) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援の充実

こどもの健やかな育ちを確保するためには、こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援が重要です。本町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行えるよう、こども家庭センターを設置して、妊娠期の母子健康手帳の交付から子育て期の乳幼児健診や育児相談まで、継続的に寄り添った支援を行っています。

また、学童期には、学校保健安全法に基づく健康診断を実施するとともに、児童生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食の提供と給食を通じた食育を推進しています。

さらに、思春期はこどもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代のこどもを生み育てる準備期間としても非常に重要な時期です。家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要で、こどもたちが健やかに思春期をおくれるよう、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図ります。

なお、糟屋地区での在宅当番医や夜間休日の二次救急医療等の地域医療体制と、こどもの医療費助成制度については、今後も継続・維持に努めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
7	こども家庭センター事業の推進	妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口として妊娠届出時の面接相談、妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、生後4か月までの家庭への全戸訪問等、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。	子育て支援課
8	乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査、相談の充実を図るとともに、未受診者等、特に対応が必要な親子に対しては訪問等により保健指導を行います。	子育て支援課
9	健康診査後のフォロー体制の充実	関係機関との連携を図り、心理相談や教室での経過観察等健康診査後のフォロー体制を充実して、早期受診や支援に努めます。	子育て支援課
10	予防接種に関する正しい理解の促進	予防接種の必要性和安全性の周知を健康診査、健康相談の場や広報、ホームページ等を活用して行います。	子育て支援課 健康課

No.	事業名	取組内容	担当課
11	こどもの歯の健康づくりの支援	各種教室、健康診査、フッ素塗布時においてむし歯予防意識の向上や食生活の改善等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。	子育て支援課
12	学校における健康診断の実施	学校保健安全法に基づき、各学校において、児童生徒の健康診断を実施します。	学校教育課
13	食育の推進	こどもの心身の健全な成長を支える食生活について「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の習得や給食を通してこども自身が健康のための食事について考える「食育」を推進します。	健康課 学校教育課
14	思春期健康教育や性教育の充実	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、教育を行います。	学校教育課 子育て支援課
		小・中学校の保健の時間や特別活動での学習を中心に、薬物や喫煙、飲酒等についての正しい知識の習得に向けた教育を計画的に実施します。 また、中学校においては、性に関する正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。	学校教育課
15	広域での地域医療体制の維持	医師会や消防署等関係機関の連携により迅速な対応ができるよう、糟屋地区での在宅当番医や夜間休日の二次救急医療等の地域医療体制を継続していきます。	健康課
16	こども医療費助成の継続	こどもの医療費自己負担軽減のために、医療費助成を継続します。	住民課

(3) こどもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

これからの社会を生きるこどもたちには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが大切です。本町では、こどもたちが自ら課題を把握し、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、こどもたちそれぞれが思い描く幸せを実現できる「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域が連携・協働してまちの教育力を高め、確かな学力・体力の向上を図り、豊かな心を育てられるよう、「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」を目標として、様々な教育施策に取り組んできました。

こどもの悩みや心配ごとを尋ねたアンケート調査結果を見ると、小学6年生、中学3年生ともに「勉強や成績のこと」(小6:33.5%、中3:55.4%)と「将来の進路のこと」(小6:28.0%、中3:47.5%)が最上位にあがっています。今後も確かな学力向上や社会にはばたく力の育成に向け、学校教育の充実を図ります。

また、多様な遊びや体験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験機会の充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課
17	確かな学力の向上に向けた教育の充実	志免町学力向上プランの3つの柱(「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」)に基づき、各学校の指導体制や指導方法の改善を進め、確かな学力を育成する基盤づくりに取り組みます。	学校教育課
18	環境や福祉等に関する教育の充実	発達の段階に応じて、総合的な学習の時間等において、児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。	学校教育課
19	キャリア教育・職場体験の推進	変化の激しい社会の中で、こどもが希望を持って自立的に自らの未来を切り拓き、社会で自立していく力を身に付けるために、キャリア教育を推進します。 また、地域の企業・経済団体等と連携して、こどもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるための職場体験を推進します。	学校教育課
20	英語教育の充実	グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小中学校における英語教育の充実を図ります。	学校教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
21	ICT環境の整備 と情報活用能力 の育成	ICTの普及に対応し、今後、生活手段や学習手段として重要となる情報活用能力をこどもが身に付けることができるように、国の「GIGAスクール構想」に基づき、ICTを活用できる教育環境の整備を進めます。 ICTを活用した学習活動の充実を図るとともに、情報を正しく活用する力(情報リテラシー)を高め、情報に関するトラブル等が生じないようにするために、情報社会における必要な態度や考え方(情報モラル)を学ぶ教育の充実を図ります。	学校教育課
22	道徳教育の充実	いのちを大切にすること、他人を思いやる心や公共のためになることを大切にすることを身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。	学校教育課
23	人権教育の推進	人権尊重の意識や行動が定着するよう、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権問題について、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進します。	社会教育課 学校教育課
24	こどもの読書活動の促進	読書に親しむことを通じて豊かな感性や想像力を育むため、「志免町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域におけるこどもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を促進します。	学校教育課 社会教育課
25	遊びや体験の場の充実	身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園や広場、グラウンドなど、こども・若者の自由な遊びの機会を確保します。 仲間意識や協力の大切さなどを学べるよう、地域に住むこどもたちが、異年齢の遊び仲間とともに、多様な活動ができるよう、子ども会活動を支援します。	都市整備課 社会教育課

(4) こどもの健全育成に関する取り組みの充実

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもに教育を受ける機会を確保できるよう努める必要があります。

町では、こどもや保護者が一人で問題を抱え込まないよう、教育相談室等の相談窓口の情報提供や機能の充実を図るとともに、こども、保護者への周知に努めます。また、ひきこもりや不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや相談員の派遣により、対応を充実していきます。

なお、ひきこもり支援については、「福岡県ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり当事者やその家族の相談窓口及び居場所の設置を行っていますが、町においてもひきこもり等に起因する悩みや不安を抱える若者やその家族に対するこころの相談を受け付けています。

一方、非行等の問題を抱えるこどもや家庭に対しては、地域ぐるみでの支援も必要です。学校間及び関係機関との連携を強化し、また、志免町青少年問題協議会や民生委員・児童委員等によるこども自身及び保護者への支援を進めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
26	教育相談体制の充実	教育委員会の教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校をはじめ児童生徒や保護者が生活の中で抱えている様々な問題に対する教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
27	こどもに対する相談窓口に関する情報提供の充実	ホームページや広報の活用、パンフレット等の作成配布により、こどものための相談窓口についての情報をこどもに周知します。また、周知方法について検証を行い、その結果に基づいた改善を進めます。	子育て支援課 学校教育課
28	校内適応指導教室の設置	小中学校に適応指導教室を設置し、不登校対応支援員(学級補助員)を配置し、学習等の支援や教室復帰に向けた取り組みの充実を図ります。	学校教育課
29	町適応指導教室「ぐんぐん」における支援	様々な理由から学校に行けない町立小中学校に在籍している児童生徒に対して、町適応指導教室「ぐんぐん」において、学習を含めた様々な支援を行います。	学校教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
30	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	ひきこもりの状態にあったり、人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談支援を行います。	健康課
		こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。	健康課 子育て支援課
31	非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援	町内の全学校と教育相談員・スクールソーシャルワーカー・指導主事が参加する生徒指導担当者研修会を開催し、小・中学校間の連携を図ります。また必要に応じて関係機関との連携を図ります。	学校教育課
		志免町青少年問題協議会で情報交換を行い、非行等の問題を抱える子どもと本人と保護者への支援充実を図ります。	社会教育課

(5) 障がいのあるこどもへの切れ目のない支援の充実

我が国が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することを目指して、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

同条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもについて、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもが一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。

また、慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族の支援に努めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
32	療育・相談体制の充実	こども家庭センターや福祉課内の「こども発達相談（しめっこ相談）」窓口において、発達の気になるこどもの保護者の相談を受け、必要な福祉サービスにつなげます。また、関係課や福祉サービス事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 福祉課 学校教育課
		診断から早期発見、リハビリテーション、社会的自立にいたる一貫した取り組みを進めるため、医療機関や障がい者施設等の関係機関との連携を図ります。	
33	障がい児保育の充実	統合保育のなかで、保育園、幼稚園における障がい児保育の充実を図ります。	子育て支援課
		発達障がいへの理解を深めるため、障がい児保育指導員を配置し、保育園や幼稚園等を巡回し、担任・スタッフ等と情報交換や意見交換をしてこどもと保護者への支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
34	教育相談・教育支援体制の充実	特別な支援が必要となる可能性のあるこども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障がいのあるこどもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。	学校教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
35	インクルーシブ教育の推進	障がいのあるこどもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのないこどもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのあるこどもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。 教育・保育施設、小中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのあるこどもが、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。	学校教育課 子育て支援課
36	「ふくおか就学サポートノート」の活用促進	発達が気になるこどもの就学前から学校卒業後までを見通した継続性のある指導・支援を充実させるために、保護者や学校の先生などが協力しながらこどもの成長を記録していく「ふくおか就学サポートノート」の活用を促進します。	学校教育課
37	学童保育における障がいのあるこどもの受け入れ	特別支援学級や療育機関と連携をとり、学童保育における障がいのあるこどもの受け入れ体制を整備します。加配支援員を配置し、安心して安全な保育ができる環境整備に努めます。	子育て支援課
38	児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援事業	障がいのあるこどもの日中や放課後等に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を実施し、その家族の一時的な休息を図ります。	福祉課
39	障がい児とその保護者同士の交流の促進	障がい児とその保護者同士が互いの経験を活かし、相談しあえる関係づくりができるよう、保護者同士やこどもたちが情報交換・交流できる場所を提供します。	福祉課 子育て支援課

(6) 貧困の状況にあるこどもへの支援の充実

令和元年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことを目的として、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが求められており、その理念は「こども大綱」にも引き継がれています。

こどもの生活実態に関するアンケート調査結果によれば、本町の子育て世帯の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は162.5万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯の割合)は13.2%となっています。また、ひとり親世帯ではこの割合が61.8%に増加します。さらに、調査結果を見ると、世帯の経済状況や生活状況がこどもの生活面や学習面等に少なからず影響を及ぼしていることもうかがわれ、こどものその後の人生に影響を及ぼすことが懸念されます。

本町では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、各種施策に取り組んできましたが、引き続き、貧困の状況にあるこどもの育成環境を整備するとともに、学習等の機会が失われることがないよう、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

No.	事業名	取組内容	担当課
40	教育の支援	貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。	子育て支援課 学校教育課
		教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。	
41	生活の支援	保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、こどもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。	子育て支援課

2 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する

(1) 健康で安全な妊娠と出産のための支援の充実

妊娠・出産・産褥期^{さんじょくき}の女性は、短期間で大きな心身の変化に加えて、家族が増えることで生活環境が一変します。核家族の増加や、地域のつながりの希薄化などにより、孤立感や負担感が高まりやすくなります。この時期の支援は良好な親子の愛着形成を促進していくものであり、また、こどもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和7年4月から妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する妊婦の為の支援給付と妊娠等包括相談支援事業が開始されます。

本町では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、こども家庭センターにおいて母子健康手帳交付時に個別面談を行い、その後も様々な相談にのりながら必要な情報提供や必要な支援につなぐなど、継続的なサポートを行っています。

No.	事業名	取組内容	担当課
42	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子健康手帳交付、訪問、健診時での個別相談やマタニティ教室等を活用し、情報提供を充実させることや子育てに向けた仲間づくりの支援に努めます。	子育て支援課
43	妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実	マタニティ教室や離乳食教室など、食に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。	子育て支援課 健康課
44	妊婦健康診査	妊婦健診受診の補助を行い、経済的負担を軽くして妊娠中の異常を早期に発見し安心して出産に臨めるよう支援します。また、関係機関と連携し適切な支援に努めます。	子育て支援課
45	妊婦の為の支援給付・妊婦等包括相談支援事業(伴走型支援)	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦の為の支援給付による経済的な支援と、妊婦・その配偶者等に対して面談などによる情報提供や相談を行い、ニーズに応じた必要な支援につなぐように努めます。	子育て支援課

No.	事業名	取組内容	担当課
46	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を行い親子の状況を把握し、子育て支援情報の提供とともに適切なアドバイスを行うよう努めます。	子育て支援課
47	産後ケア事業	心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間における母子への心身のケア及び育児サポートを目的として、産後1年未満の産婦、その新生児及び乳児を対象に、宿泊型・通所型・訪問型サービスを実施し、費用を助成します。	子育て支援課
48	養育支援訪問	継続して訪問指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対し、保健師・助産師等が訪問し、家庭での適切な養育を支援します。	子育て支援課
49	妊婦・未熟児等育児支援訪問	支援が必要な妊婦及び未熟児・低出生体重児をもった産婦等に対して、早期からの訪問を継続的に行うことで不安の軽減を図ります。	子育て支援課
50	子育て世帯訪問支援	援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援します。	子育て支援課
51	不妊・不育治療に対する助成制度の広報	県が実施する、不妊に悩む方への先進医療支援事業や不育症検査費・治療費助成事業など、費用助成制度の紹介により、不妊・不育に悩む夫婦と県を繋げられるように努めます。	子育て支援課

(2) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

核家族化と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなっています。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。子ども・子育てに関するアンケート調査結果を見ると、子育てについて不安や悩みを「いつも感じる」「時々感じる」と回答した人は、就学前児童の保護者で76.3%、小学生の保護者で72.9%と高い割合となっており、子育てによる不安や悩みを緩和、軽減することが重要な課題となっています。不安や悩みをあまり感じることなく子育てができるようにするためには、必要な情報が必要な時に入手でき、気になることがあればいつでも気軽に相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備することが重要です。

本町では、妊娠期から子育てに関する情報を掲載した「志免町子育てガイド」を発行し、子育てモバイルサービス「すくすくしめ☆Kids」をアプリ化するなど、多様な手段で情報提供を行うとともに、子育てに関する講座や学習の場の提供を行っています。また、志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターでは、子育て中の親子が気軽に集い、情報交換できる場を提供するとともに、子育てに関する様々な相談に応じ、保護者の不安解消に努めています。今後も、子育て家庭が孤立することなく、適切な情報が得られるよう支援していきます。

No.	事業名	取組内容	担当課
52	子育て支援に関する情報提供の充実	母子手帳交付時等に相談や健康診査の情報を記載したリーフレット等を活用し、保護者への情報提供を行います。	子育て支援課
		広報や子育てガイド、子育てアプリ「すくすくしめ☆Kids」、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進めます。また、子育て情報の周知や提供に努めます。	子育て支援課
53	子育て支援センターの充実	子育て支援センターを地域における子育て支援の拠点として、ハード面の整備はもとより、こどもと保護者の交流や体験・学習の場の提供、子育てについての相談等、センター機能の充実を図ります。	子育て支援課
54	子育て講座の充実	子育て講座の種類や内容については参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。	子育て支援課

No.	事業名	取組内容	担当課
55	食と栄養に関する学習機会の充実	離乳食教室等で、こどもの食に関する悩みの解消、親と子の食生活の見直し等、学習機会の充実を図ります。	健康課
		身近な公民館で、食生活改善推進会の地域教室を開催し、学習機会の充実を図ります。	健康課
56	こども家庭センター等による相談支援体制の充実	こども家庭センター等で、子育て中の保護者の悩みを聞き、相談に応じる子育て相談を実施し、電話や面談での相談の充実を図ります。	子育て支援課
		関係機関で連携し、継続的な支援ができるよう、体制の充実を図ります。	学校教育課 健康課 福祉課

(3) 男女がともに子育てできる環境整備

こどもとのふれあいを大切にして、子育てと仕事を両立することは、男女を問わず推進していかなければなりません。特に男性については、従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれている、ワーク・ライフ・バランスが保たれたライフスタイルへの転換が求められており、子育ての喜びの実感やその責任を認識しながら、子育てに参加することが望まれます。そのためには、労働時間の短縮や、男性においても子育てのための休暇を取得しやすくするなどの職場環境づくりが重要です。

また、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方などを通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、男女がともに子育てできる環境整備を進めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
57	ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の実現	仕事と家庭・地域活動が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、育児休業や介護休業等の制度を活用して、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発を行います。	まちの魅力推進課
58	家庭内での固定的役割分担の解消に向けた啓発等	家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、男性の家庭参画に対する意識が向上するよう啓発を行います。	まちの魅力推進課
59	「子育て応援宣言企業登録制度」「子育て応援の店」の周知	福岡県が実施している「子育て応援宣言企業登録制度」や「子育て応援の店」の周知を図ります。	子育て支援課

(4) 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果を見ると、就学前児童の母親の72.0%が就労中と回答しており、共働きが主流となった現在において、親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや充実した放課後児童対策などの子育て支援が不可欠です。

本町では、こどもの最善の利益を尊重しつつ、父親と母親がともに就労している家庭を支援するために、計画期間内に見込まれる教育・保育需要量に対し適切な確保策を設定し、地域における子育て支援を推進していきます。また、施設に預けずに家庭で子育てをする保護者が孤立しないように、地域で交流したり、こどもを一時的に預けたりできる子育て支援サービスについても充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課
60	就学前教育・保育の提供体制の確保	待機児童が発生することなく、保護者の希望する教育・保育を提供できるよう、施設面の整備や保育人材の確保等、提供体制の確保に努めます。	子育て支援課
61	乳幼児期の教育・保育の充実	教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。 また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質の向上を図ります。 全てのこどもが心身ともに健やかに育成されることを保障するため、令和8年度からの本格実施に向けて、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の提供体制を整備し、乳児等への適切な遊びや生活の場の提供、その保護者への相談支援を行うなど、普段、保育施設を利用していないこどもの育ちを応援します。	子育て支援課
62	学童保育の充実	学童保育環境の整備を進め、充実を図ります。 学童保育支援員に向けた様々な研修の開催を通して、資質向上と養成を推進し、保育の質の向上を図ります。	子育て支援課
63	一時的な保育関連サービスの提供	保育所等における一時保育事業や病児・病後児保育など、家庭での保育が一時的に困難となった場合等にこどもを一時的に預けられるサービスについて、利用者ニーズを踏まえて利便性の向上を図ります。	子育て支援課
64	ファミリー・サポート・センターの充実	「ファミリー・サポート・センターしめ」の事業内容について、広報等を活用した情報提供を行い、事業の充実に努めます。	子育て支援課

(5) ひとり親家庭等への支援の充実

近年、離婚の増加により、ひとり親家庭等、特に母子家庭が全国的に増加傾向にあります。ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親家庭等が生活に困窮することは、こどもの健全な成長の観点からも問題であり、ひとり親家庭等の親が生活の安定を図りながら、こどもの健全な成長を確保することができるよう、自立を進めることが重要です。

このため、本町においても、ひとり親家庭等からの相談に応じ、生活支援、経済的支援を実施するほか、必要に応じて県の「ひとり親サポートセンター」や「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」につなげています。今後もこれら支援事業の情報提供に努め、ひとり親家庭等の自立を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課
65	ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供	ひとり親家庭等からの相談に対応し、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。	子育て支援課
66	ひとり親家庭等に対する生活支援	ひとり親家庭等で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を図ります。	子育て支援課
67	ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、自立を促進するために児童扶養手当を支給します。	住民課
		ひとり親家庭等の親及び子どもや、父母のいない子ども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	住民課
68	ひとり親家庭等に対する就労支援	福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センターが行う就労支援事業や、福岡県ひとり親サポートセンターが行う養育費確保のための支援事業についての情報提供に努めます。	子育て支援課

3 こどもの視点に立った地域社会をつくる

(1) こどもの視点に立った地域支援体制づくり

こどもは地域社会の一員であり、家庭、地域、学校が、ともに地域をつくる存在としてこどもを認め、協働して活動する環境を整えることが重要です。

本町では、子育て支援団体や子ども会活動、育成会活動等、地域を拠点としたこどもと保護者の活動が継続的に行われており、町はこれらの活動の自主性を尊重しながら、場所の提供や活動助言等の支援をしてきました。子ども・子育てに関するアンケート調査結果を見ると、就学前児童の保護者のうち、これらの自主的な活動に参加している人の割合は3.7%と高くはありませんが、今後機会があれば参加したいと回答した人は38.2%に上っています。また、地域活動やグループ活動などに参加したことがある小学生は55.6%で、今後参加させたいと思っている保護者も少なくありません。

今後も、子育て支援センターを中心に、こどもや子育て家庭の意見を聞きながら、親子の交流や遊びの場の提供を行い、地域の自主的な活動に対する支援充実による活動の活性化と参加の促進を図っていきます。

No.	事業名	取組内容	担当課
69	こどもと保護者が参加しやすいイベント等の充実	子育て広場やパパママ応援講座など、親子の交流や遊びの場の充実を図ります。	子育て支援課
70	こどもや子育て支援団体の活動支援	こどもに関する活動を行っている団体の周知や情報提供の充実に努めます。	子育て支援課 社会教育課
		「まちづくり支援室」において、団体からの相談や設立、運営におけるアドバイスなどのサポートを行います。また、補助金などの情報提供を行うとともに、団体の情報発信をします。	まちの魅力推進課
53	子育て支援センターの充実(再掲)	子育て支援センターを地域における子育て支援の拠点として、ハード面の整備はもとより、こどもと保護者の交流や体験・学習の場の提供、子育てについての相談等、センター機能の充実を図ります。	子育て支援課
71	子ども会育成会への支援	志免町子ども会育成会連絡協議会の自主的な活動を促進するために、情報交換や活動助言等の支援を継続します。	社会教育課
72	地域におけるスポーツ・文化活動の支援	こどもから大人まで、ライフステージに応じたスポーツ・文化活動について、地域で取り組む活動を支援します。	社会教育課

(2) こどもの年齢に応じた居場所づくり

こどもが育つ環境は、年齢とともに、家庭から地域社会、保育園・幼稚園、学校等、各種施設その他の場所へと広がっていき、こどもは其中で時間を過ごし、学習や遊び、交流等多様な体験を通じ、成長していきます。そのため、こどもの健やかな成長・発達の視点からは、年齢に応じて誰もが安心して利用できる居場所・遊び場の整備が重要になります。

本町には、自然を満喫できる公園として平成の森公園があり、親子でバーベキューやデイキャンプをすることができます。小学生が自分の足で行ける身近な公園としては、多くの街区公園があります。親子で自由に遊べるプレールームとしては、総合福祉施設「シーメイト」内に「にじいろポケット」、「はなまるポケット」があり、多数の親子が利用しています。

また、町民図書館は本に接し、読書により心を育てることのできる場所です。さらに、中高生世代向けには、安心して自分らしくいられる居場所として「リリーフ」があります。

今後も、公園や公民館、図書館等こどもにとって身近な施設が、すべてのこどもにとって気軽に訪れることのできる遊び場や、心地よい居場所となるよう、充実させていくとともに、安全で安心して活動できる居場所を確保し、こどもを含め様々な世代の誰もが参加でき、多様な体験・活動を選択できる環境を作っていきます。

なお、令和5年12月に国が示した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得るとし、その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであるとされています。従って、居場所づくりにあたっては、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、進めることとします。

No.	事業名	取組内容	担当課
73	こどもの遊び場の充実	気軽に利用できるこどもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。 また、町内の公園を活用したこどもの多様な遊び場づくりに努めます。	子育て支援課 福祉課
74	公共施設における居場所の拡充	乳幼児と保護者が自由に集える場やこどもが気軽に過ごせる場として、身近な施設の利用促進に努めるとともに、居場所の整備を進め、充実を図ります。 また、中高生世代の居場所「リリーフ」を継続していきます。	子育て支援課
75	小・中学校の地域開放	地域のこどもたちが安全に遊べる場として、町内の小・中学校での学校開放事業を継続していきます。	社会教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
76	町民図書館の充実	こどもがさらに利用しやすくなるよう、町民図書館の設備整備を進め、事業の充実を図ります。	社会教育課
		「子ども読書ウィーク」や季節のイベント等により、図書館を身近に感じる取り組みや、読書の楽しさの理解を深める取り組みを充実させていきます。	
77	小学生の居場所の充実	保護者が就業等により、放課後自宅で保育できない家庭の児童については、学童保育により、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。	子育て支援課
		夏休みに実施している地域子ども教室や、生涯学習館ジュニア講座等で多様な体験・活動ができる環境をつくれます。	社会教育課

(3) こどもやこども連れにやさしいまちづくり

就学前児童の保護者に対するアンケート調査結果を見ると、こどもとの外出の際に、「歩道が狭かったり、段差があること」(60.8%)、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」(33.8%)、「歩道や信号がない通りが多いこと」(33.4%)、「ベビーカーでの移動に配慮されていないこと」(32.8%)など、困った経験のある人が少なくないことがわかります。

町では、このような状況を解消し、子育て中の家族が小さなこども連れでも気兼ねなく外出し、社会参加できるように、こどもやこども連れにやさしいまちづくりを進めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
78	公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	公共施設においては、こども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。	経営企画課
79	こどもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	こどもや妊婦、ベビーカー利用のこども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	都市整備課

(4) こどもの安全の確保

就学前児童の保護者に対するアンケート調査結果を見ると、こどもを取り巻く環境のなかで、特に問題だと思うことについては、「交通事故や犯罪など危険になった」が60.1%と最も多く、近所や地域に望むこととしては、「こどもが危険な目に遭いそうなときは、手助けや保護をしてほしい」という回答が75.9%と最も多くなっています。

町では、児童生徒に対しては、交通安全ルールの順守、不審者や危険の回避、SNSの適切な使用等、自分自身で心と体を守るための学習を推進するとともに、通学路の整備など、こどもの安全を確保するための環境整備と、防犯ボランティアなど、地域と連携したこどもの安全を確保するための活動を推進してきましたが、今後もこれらの取り組みを継続し、こどもの安全の確保を図ります。

また、国では、こどもの性被害を防止するため、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」を策定し、こどもを加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における「生命(いのち)の安全教育」の全国展開を図っています。さらに、令和6年6月制定の「こども性暴力防止法」により、こども関連業務従事者の性犯罪歴確認に係る取組も令和8年度中に始まります。こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課
80	通学路・歩道の整備	歩道の安全を点検し、歩道と車道の分離等道路の改善やガードレール等の安全設備の充実を図ります。	都市整備課
81	交通安全指導の実施	警察署等と連携し、交通安全指導員等による交通安全教室を開催します。 また、学年始めや長期休業明けに教職員・PTAによる交通安全指導を実施します。	生活安全課 学校教育課 子育て支援課
82	通学路の安全性の確保	学校付近や通学路の点検を定期的に行い、危険個所を把握し指導を行います。 また、各小学校区の危険個所での児童通学見守りや青少年指導委員による見回りの強化、防犯指導員による登下校中の巡回パトロール等、安全対策を推進します。	学校教育課 社会教育課 生活安全課
83	学校生活安全運動の推進	児童生徒を対象に「学校生活安全プログラム」を実施し、自分で犯罪や暴力から身を守ることを教えます。 また、管理職員等による校内巡回を行い、安全確保に努めます。	学校教育課

No.	事業名	取組内容	担当課
84	防犯ボランティア活動の支援	「こども110番の家」の登録を促進し、こどもへの周知を徹底します。また、地域との連携による見守り隊の活動を支援します。	学校教育課 生活安全課
85	学校付近等におけるパトロール活動の推進	こどもを犯罪等の被害から守るため、地域青少年問題協議会やPTAの巡回パトロール等の実施に際して支援を行います。	社会教育課 生活安全課
86	こどもを犯罪等の被害から守るための連絡体制の整備	こどもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関と連携し、情報交換を推進していきます。 また、保護者連絡サービスの活用を推進し、即時に正確に一齐に保護者等へ児童生徒の安全に関わる情報等を配信できるシステムを維持します。	学校教育課 社会教育課
87	いのち生命の安全教育の実施	こどもが性犯罪の被害者はもとより、加害者や傍観者にもならないよう、学校・園において「生命の安全教育」を実施するとともに、小学生・未就学児やその保護者等に対し、プライベートゾーン等の啓発と相談先の周知を行います。	子育て支援課 学校教育課

4 若者の未来を支える

(1) 若者の社会的・職業的自立への支援

全ての若者が専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への修学支援策や若者の就労支援策の情報収集・周知に努めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
88	高等教育修学支援策の情報収集・周知	若者が、その置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、修学支援策の情報収集・周知に努めます。	学校教育課
89	若者の就労支援策の情報収集・周知	若者を対象とした就労支援に関する説明会やセミナー等の就労支援策の情報収集・周知に努めます。	まちの魅力推進課

(2) 結婚を希望する人への支援

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、家族のあり方や家族を取り巻く環境も多様であることから、若者に対し、特定の価値観を押しつけたり無用なプレッシャーを与えたりすることは許されません。その上で、主体的に、結婚したいと望んでいても、出会いがないことや経済的な不安により結婚に踏み切れないなどの課題を抱えている若者が一歩踏み出せるようにするための支援が求められています。

そこで、本町においても県の「出会い・結婚応援事業」との連携による婚活支援を検討します。

No.	事業名	取組内容	担当課
90	婚活支援策の検討	県の「出会い・結婚応援事業」との連携による婚活支援策を検討します。	子育て支援課



第5章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本町では、志免町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保内容を定めます。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、こども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…町から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

町内には、現在幼稚園が3施設、認定こども園が4施設、保育所が7施設あり、令和7年度の総利用定員は幼稚園755人、認定こども園439人、保育所905人、合わせて2,099人となる見込みです。

また、小規模保育施設1施設のほか、企業主導型保育施設が12施設あります。

近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、待機児童は発生していない状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		499	774	85	199	192	455	704	86	206	201
確保方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②－①		465	△64	48	6	42	509	6	47	△1	33

		令和9年度					令和10年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		432	668	85	204	207	411	639	84	202	205
確保方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②－①		532	42	48	1	27	553	71	49	3	29

		令和11年度				
①量の見込み		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
		429	666	82	200	204
確保方策	幼稚園	755				
	認定こども園	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234
②－①		535	44	51	5	30

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本町では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、3歳未満児の人数には大きな変動はなく、本計画期間中の教育・保育事業量の総量にも大きな減少はないと見込んでいます。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の499人ですが、現在の幼稚園と認定こども園(教育部分)の総定員は964人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の774人で、現在の保育利用定員は710人であることから、一時的に定員を超える可能性があります。弾力的運用で待機児童の発生は回避できると見込んでいます。

3号認定の0歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和8年度の86人で、現在の企業主導型保育施設の地域枠を含めた総定員が133人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の1歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和8年度の206人で、現在の保育施設の総利用定員は205人であることから、一時的に定員をわずかに超える可能性もありますが、弾力的運用で待機児童の発生は回避できると見込んでいます。

3号認定の2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和9年度の207人で、現在の保育施設の総利用定員は234人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受け入れも可能であることから、引き続き定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持します。

3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

現在、町内の認定こども園は4施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の幼稚園や保育所においては、運営者の事業に対する考え方やそれぞれの保育方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園や保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者と協議していきます。

(2) 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園、保育所)の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することにあり、特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本町には小規模保育事業施設があるため、町として情報の共有等、両者の連携強化を支援していきます。

また、地域こども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、町の責任において事業の実施体制を整備していきます。

（３）教育・保育の質の向上

町内の各幼稚園、認定こども園及び保育所では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、町内の各幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本町における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、すべての幼稚園、認定こども園、保育所及び小学校で共通した考え方に基づいた実践を行うことで、こどもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

（４）教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

(1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

延長保育は、町内の保育所、認定こども園11施設全園で実施しています。令和6年度の実績は549人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:人)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	550	550	550	550	550
②確保方策	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
②－①	585	585	585	585	585

【量の見込み】

近年の実績を踏まえ、毎年度550人の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

町内4校、15か所の学童保育所で実施しており、総利用定員は660人となっています。令和6年度の利用者数は、低学年653人、高学年162人の計815人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	279	267	251	243	217
	2年生	221	212	199	193	172
	3年生	150	143	136	130	117
	4年生	123	124	127	124	115
	5年生	23	23	23	23	21
	6年生	4	5	5	5	4
	計	800	774	741	718	646
②確保方策		660	660	660	660	660
②－①		△140	△114	△81	△58	14

【量の見込み】

直近の利用実績を踏まえ、令和7年度の計画値は、低学年650人、高学年150人の計800人と設定し、令和8年度以降はそれを基に小学生の推計人口に按分した計画値設定としました。

【確保方策】

現在の利用定員総数は660人であるため、令和7年度から10年度については定員超の状態となりますが、受け入れは可能です。また、例年、利用者数は年度初めから年度末に向かって減少する傾向にあり、令和5年度実績では、年度初めの775人が年度末には598人と、177人(22.8%)の減少となっており、今後もこの傾向は継続するものと予想されることから、定員数の見直しは行わないこととします。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

2歳未満児は福岡乳児院(福岡市博多区)、2歳以上児は若葉荘(久山町)に委託して実施しています。利用実績は、令和4年度19人日、令和5年度3人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

近年の利用実績を踏まえ、月に2人利用すると仮定して、年間24人日と設定しました。

【確保方策】

現在は今の委託先で対応できていますが、様々な保護者のニーズに対応できるよう、新たな委託先を検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

総合福祉施設シーメイト1階の志免町子育て支援センターで、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。令和5年度の月あたり利用実績は872人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	727	759	761	754	745
②確保方策	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
②－①	279	247	245	252	261

【量の見込み】

ニーズ調査結果と近年の実績を踏まえ、各年度の量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現状どおり、志免町子育て支援センターで対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園、認定こども園における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園、認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

町内の幼稚園、認定こども園(教育部分)の1号認定、2号認定を対象に実施しています。令和5年度の利用実績は、1号認定分11,133人日、2号認定分19,705人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込	1号認定分	11,200	10,189	9,670	9,233	9,616
	2号認定分	19,700	18,151	17,265	16,158	17,044
	合計(①)	30,900	28,340	26,935	25,391	26,660
②確保方策		30,900	28,340	26,935	25,391	26,660
②-①		0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和7年度の量の見込みは、令和5年度実績を踏まえて設定し、令和8年度以降は幼稚園、認定こども園(教育部分)の1号認定、2号認定の児童数と連動させる形で見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（在園児対象型以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

町内の認定こども園、保育所11施設のうち2施設で実施していますが、令和7年度からは3施設に増える予定です。令和5年度の利用実績は849人日／年でしたが、令和6年度の利用実績は1,500人日／年程度となる見込みです。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日／年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②確保方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②－①	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

【量の見込み】

令和7年度以降の量の見込みは、令和6年度の利用状況と実施施設が1施設増えることを踏まえ、毎年度2,400人日と設定しました。

【確保方策】

3施設の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

宇美町のおかべ小児科クリニックに委託して病児保育を実施しています。令和5年度の利用実績は、0～5歳:66人日、6～11歳:13人日の計79人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	80	80	80	80	80
②確保方策	192	192	192	192	192
②－①	112	112	112	112	112

【量の見込み】

令和5年度の利用実績程度を見込み、毎年度80人日としました。

【確保方策】

現在の受け入れ枠(年間192人日)で対応できる見込みです。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学生の放課後の預かりを対象としたものです。令和5年度の利用実績は、6～8歳：250人日、9～11歳：166人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:人日/年)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	420	420	420	420	420
②確保方策	420	420	420	420	420
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の利用実績を踏まえ、毎年度420人日と設定しました。

ニーズ調査の結果からは、ニーズは認められませんでした。

【確保方策】

現状で対応可能です。

(9) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【現状】

本町では、志免町子育て支援センターにおいて、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行っています(基本型)。

また、志免町こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない相談・支援を実施するためのワンストップ拠点とし、子育て支援の情報提供や相談対応等を行っています(こども家庭センター型)。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2

【量の見込み】

現状どおり、子育て支援センターとこども家庭センターで実施していきます。

【提供体制】

現状どおり、子育てに関する情報提供や相談対応等を実施していきます。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、町が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を発行しています。

令和5年度の実績は、のべ対象者数(妊娠届出数×1人あたり受診票交付枚数)5,040人に対し、のべ受診者数4,286人、受診率85%となっています。

「量の見込み」					(単位:人回)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	5,012	4,970	4,914	4,830	4,774

【量の見込み】

計画期間中に推定される出生数に、1人あたりの最大健診回数14回を乗じて量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

令和5年度の訪問実績は351人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	358	355	351	345	341

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、保健師・助産師による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う伴走型相談支援事業です。

安心して出産・子育てができるよう、出産・育児の見通しを一緒に立てるため、妊娠届出時、妊娠8か月頃(希望者等)、出産後に面談を行います。

「量の見込み」		(単位:人回)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	733	727	719	707	699

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値に面談回数2回を乗じ、面談希望者等を加算して見込みました。

【提供体制】

出産・育児の見通しを一緒に立てるため、こども家庭センターの保健師・助産師が、妊娠届出時、妊娠8か月頃(希望者等)、出産後に面談を行います。

（１３）産後ケア事業

令和6年のこども・子育て支援法改正に伴い地域こども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

【現状】

令和5年9月から産婦人科、助産師等の専門職に委託し、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケアサービスの提供を開始しました。令和5年度の実績は、72人回となっています。

「量の見込み」					（単位：人回）
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	145	145	145	145	145

【量の見込み】

令和7年度以降の量の見込みは、令和5年度の利用実績を踏まえて設定しました。

【提供体制】

現状どおり、産婦人科・助産師等の専門職と連携し、宿泊型・通所型・訪問型サービスを提供し、1歳未満の母子が安心して子育てできるよう支援します。

(14) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です(ただし、これまでの育児・家事援助は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。)

【現状】

乳児家庭訪問事業や関係機関からの情報等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭に、保健師・助産師が訪問し、安定した養育ができるよう相談や助言等継続的な支援を行っています。

令和5年度の実績は、92人日となっています。

「量の見込み」

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	100	100	100	100	100

【量の見込み】

前計画期間中の実績を踏まえ、計画期間中の推計児童人口を勘案しながら、量の見込みを設定しました。

【提供体制】

乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

(15) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行う事業です。

【現状】

令和4年の児童福祉法改正前の養育支援訪問事業(育児・家事援助)の対象を拡大し、子育て世帯の支援を行います。

令和5年度の育児・家事援助の利用実績は、0人日となっています。

「量の見込み」

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	36	36	36	36	36

【量の見込み】

旧事業、養育支援訪問事業(育児・家事援助)における過去の実績と、対象が拡大されたことを踏まえ、量の見込みを設定しました。

【提供体制】

現在の委託先で対応できます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどものための教育・保育給付を受けていない(保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない)0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度はこども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からはこども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施されます。

「量の見込み」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数 (人)	0	279	285	276	266
量の見込 (時間/月)	0	2,790	2,850	2,760	2,660

【量の見込み】

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは利用人数に1人あたり利用時間月10時間に乗じて見込みました。

【提供体制】

令和8年度からの本格実施に向けて提供体制の確保を図ります。



第6章

計画を実現するために

1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、全ての人がこどもや若者の意見に耳を傾け、こどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する町民の理解・協力の促進など、様々な取り組みを通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全てのこどもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、国・県をはじめとする庁外の各関係機関と連携し、地域社会全体で総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

また、本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、地域のみんなでこどもと子育てを見守り支えることによって、「全てのこどもが希望をもって自分らしく笑顔で暮らせるまち」の実現を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画については、子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」において、その内容の報告を行います。

また、計画の進捗状況については、町ホームページ等で公表を行い、町民への周知を図るとともに、こどもや若者の意見公募の機会を設けます。



資料編

1 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例

平成25年6月18日志免町条例第19号

改正 令和5年3月16日条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 一般公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくは資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿

任期:令和5年10月1日～令和7年9月30日(2年間)

	区 分	所 属	氏 名	役 職
1	識見を有する者	識見を有する者	倉富 史枝	NPO法人福岡ジェンダー研究所理事
2		識見を有する者	田原 直美	西南子どもプラザ長 西南学院大学 人間科学部心理学科 教授
3	子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	私立幼稚園代表	山崎 誠	志免幼稚園 園長
4		認可保育園代表 (町立・私立)	吉村 幸也	社会福祉法人 希翔会 理事長
5		届出保育施設代表	山本 健太郎	のびのび保育園
6		町内校長研修会	阿部 美樹	志免西小学校 校長 (令和5年10月1日～令和6年3月31日)
		町内校長研修会	刀坂 順子	志免中央小学校 校長 (令和6年4月1日～)
7	地域において子育て の支援を行う者	NPO法人 (子どもの居場所運営)	百田 英子	NPO法人スペース de GUN2 理事長
8		志免町民生委員・児童委員 連絡協議会	門谷 功	主任児童委員
9		子育てサークル	山崎 冬花	志免子育て支援コミュニティ おおきな木
10	その他町長が必要と 認める者	志免町社会福祉協議会	三宮 禎也	地域福祉係
11		福岡県自立相談支援事務所	広瀬 美千代	糟屋子ども支援オフィス コーディネーター
12		志免町地域子ども教室	助村 千代子	コーディネーター
13		公募委員	白川 香里	

1 志免町子どもの権利条例

平成18年12月20日志免町条例第45号

前文

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。

子どもは、安心して助けてと言うことができ、大人は子どもを守ります。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。

子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号通称子どもの権利条約)の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者(以下「親」といいます。)は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

- 3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。
- 4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。
- 5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
- 6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。
- 7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

- 2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。
- 3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

- 2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。
- 3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えをもつこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやりかたで学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分にに関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

- 2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。
- 3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。
- 4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

- 2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。
- 3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。
- 4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。
- 5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。
- 6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

（地域における権利の保障）

第13条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進

（意見表明や参加の促進）

第14条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

（子どもの居場所）

第15条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。

（施策の推進）

第16条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第24条に定める子どもの権利委員会に報告します。

第5章 子どもの権利救済

（権利侵害に関する相談及び救済）

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

（子どもの権利救済委員）

第18条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

（救済委員の職務）

第19条 救済委員は、次のことをします。

（1）子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

（2）子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

（3）前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするに当たっては、救済委員は合議をしなければなりません。

4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

（勧告などの尊重）

第20条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

（救済や回復のための連携）

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

（救済委員に対する支援や協力）

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

（報告）

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第25条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

志免町こども計画

令和7年3月

発	行	福岡県志免町
企画・編集		志免町子育て支援課

〒811-2292	福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号
	TEL 092-935-1001（代表）
	FAX 092-935-2697

令和7年3月

志免町こども計画

